

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「成長戦略（2020年）」（2020年7月17日閣議決定）

2019事務年度、「未来投資会議」及び下部会合である「構造改革徹底推進会合」や「産官協議会」において、成長戦略の策定に向けた検討がなされ、金融庁に関わる施策として、フィンテック、コーポレート・ガバナンス及び中小企業・小規模事業者の生産性向上に関する議論がなされた。これらの議論等を踏まえ、「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」及び「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（総称：「成長戦略（2020年）」）が策定された（2020年7月17日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

II 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（2020年7月17日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太方針2020）が取りまとめられた（2020年7月17日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照）。

III 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」（2019年12月20日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5カ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行っている。2019年度は「総合戦略」の5年目にあたり、2020年度からの5カ年を対象とする「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」が策定された（2019年12月20日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」が策定された（2020年7月17日閣議決定）。

（※「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」の金融庁関連の主な施策については、別紙3及び別紙4参照。）

IV 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）の変更（2020年7月17日閣議決定）

政府のIT戦略として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会を実現することを目指して、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ

活用推進基本計画」(2019年6月14日閣議決定)が改定された(2020年7月17日閣議決定)。金融庁関連の主な施策は、「金融機関における取引でのマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用促進」の1つ。

「成長戦略（2020年）」（令和2年7月17日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

◆ 決済インフラの見直し等

▶ 決済インフラの見直し

- ・銀行間手数料の見直しに当たっては、全銀ネットが定める仕組みに統一し、コストを適切に反映した合理的水準へ引下げ
- ・優良なノンバンク決済事業者の全銀システムへの参加を認めるべく、参加資格等について検討
- ・全銀システムの効率性向上を図るため、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた方策を検討
- ・多頻度小口決済を想定した低コストの資金決済システムの構築を検討
- ・多数の事業者が乱立する少額決済サービスについて、銀行系スマホ決済など事業者間の相互運用性を確保

▶ 銀行を始めとする既存の金融機関への規制上の制約の見直し

- ・銀行業高度化等会社について、①兄弟会社形態のものについては、一定の場合には認可制でなく届出制とすることや、②地方創生などに積極的に取り組めるよう要件を見直すことについて検討
- ・銀行による事業会社への出資の在り方について検討
- ・既に銀行を保有している事業会社への影響に十分留意しつつ、事業会社の保有する銀行の在り方について検討
- ・銀行のリソースを最大限活用する観点から、付随・従属業務に係る規制を見直すことについて検討
- ・銀行・保険会社の海外子会社の業務範囲規制の緩和について検討
- ・外国法人顧客に関する情報の銀証ファイアーウォール規制の対象からの除外等について検討
- ・国内顧客を含めたファイアーウォール規制の必要性について、公正な競争環境に留意しつつ検討

▶ FinTechの実用化等イノベーションの推進

- ・FinTech事業者と金融機関とのデータ連携に係るコンソーシアムの立ち上げやRegTech/SupTech対応促進のためのハッカソンの開催など技術革新を活用した金融サービス・行政運営の高度化
- ・ブロックチェーン技術に関する国際ネットワークへの積極的な貢献を通じた国際的議論の主導
- ・「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」により、金融機関の基幹系システムの効率化・高度化に向け、法令解釈やITガバナンス、リスク管理に関し助言
- ・所管金融機関等による国への全ての申請・届出を電子化するなど、金融行政のデジタル化を推進

◆ デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

- ・プロ投資家及び高齢顧客対応について、顧客データ等の分析を通じ、規制の精緻化を検討
- ・各金融機関におけるマネー・ロンダリングに係る顧客リスク評価等へのAI活用の検討

「成長戦略（2020年）」（令和2年7月17日閣議決定）における金融庁関連の主要施策

◆ コーポレートガバナンス改革の推進・国際金融都市の確立等

➤ コーポレートガバナンス改革の推進

- ・資本コスト、グループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性確保、サステナビリティや社外取締役の質の向上の確保などの論点につき検討を行い、「コーポレートガバナンス・コード」を2021年中に改訂
- ・東京証券取引所の市場構造改革により設けられるプライム市場（仮称）を選択する企業に対して、改訂予定の「コーポレートガバナンス・コード」において一段高い水準のガバナンスを求める

➤ 投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備

- ・東京証券取引所の市場構造改革に関して、2022年4月に新市場区分に基づいた市場を立ち上げる
- ・TOPIXを市場区分から切り離し、ガバナンスの水準や流動性の高い銘柄を重視した株価指数とする
- ・投資家保護に十分留意しつつ、クラウドファンディング制度や非上場有価証券の取引の改善等を検討
- ・ICTも活用した金融経済教育の推進、つみたてNISAの普及や新しいNISA制度の2024年導入に向けた周知・広報を行い、長期積立分散投資の定着や金融リテラシー向上を図る

➤ 世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

- ・資産運用高度化に向けた課題の整理・運用業者との対話促進、アセットオーナーの運用高度化、独立系新興運用業者の資金繰り対策、運用業者の声を踏まえた市場の効率化に向けた業界慣行の見直し
- ・海外金融人材やサポート人材等の円滑な受入れ促進、拠点開設サポートデスクの抜本的強化や英語による金融行政サービス提供等による投資運用業登録等の迅速化、国のプロモーションの抜本的強化

◆ 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上

- ・地域金融機関による先導的人材マッチング事業の活用促進やRe:ing/SUMIにおける好事例共有等
- ・大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップしてREVICでリストを管理し、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動を実現するなどにより中小企業の経営力強化を支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で財務基盤が一時的に悪化した地域の主たる中堅・中小企業等に対するREVICを通じた資本性資金の供給等
- ・自然災害債務整理ガイドラインを改正し新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人事業主等の債務整理支援を実施

経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～

〔金融庁関連抜粋〕

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略

(3) 事業の継続と金融システムの安定維持

(略) 資金繰り対策としては、引き続き、実質無利子・無担保融資や危機対応融資の円滑な実行により、事業者における手元流動性の確保を支えるとともに、資本性劣後ローンの供給を通じて事業者の財務基盤を強化し、民間金融機関による金融支援を促進する。さらに、出資やファンド拡充等により、経営改善や事業再生のみならず、スタートアップ企業やベンチャー企業におけるデジタル化等の新たな事業展開も強力に後押しする。

(略) 政府は、引き続き日本銀行と危機感を共有し、緊密に連携する下で¹、資金繰り支援により事業継続を強力に支援するとともに、必要に応じ予防的な観点から、金融機能強化法²に基づく民間金融機関への資本参加の枠組みを活用するなど金融システムの安定に万全を期す。

(4) 消費など国内需要の喚起

(略) キャッシュレス決済は、ポイント還元事業の効果や利便性の高さに加え、感染防止の観点もあって拡大しつつあるが、更なる普及に向け、キャッシュレス事業者向けに策定したガイドラインを活用し、加盟店手数料の更なる引下げを促す。高さの背景にある銀行の振込手数料について、銀行等の参加する全銀システムについて優良なノンバンクの参加を認めるべく検討を行うとともに、40年以上不変である銀行間手数料の合理的な水準への引下げを図る。(略)

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

② マイナンバー制度の抜本的改善

(略) 国税還付、年金給付、各種給付金（国民向け現金給付等）、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金等の公金の受取手続の簡素化・迅速化に向け、マイナポータル等を活用し、公金振込口座設定のための環境整備を進める。様々な災害等の緊急時や相続時にデジタル化のメリットを享受できる仕組みを構築するとともに、公平な全世代型社会保障を実現していくため、公金振込口座の設定を含め預貯金口座へのマイナンバー付番の在り方について検討を進め、本年中に結論を得る。(略)

¹ 「新型コロナウイルス感染症への対応についての副総理兼財務大臣・日本銀行総裁共同談話」（令和2年5月22日）。

² 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）。

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

② デジタル時代に向けた規制改革の推進

デジタル技術の活用を前提とした書面・対面規制や業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換など、デジタル時代に向けて、重点的な見直し事項を定めて、規制・制度の見直しを行う。(略)

モビリティ、フィンテック／金融、建築の3分野を中心に、中長期的な観点から実証事業を実施し、将来の規制の在り方に係る問題点や課題を洗い出すとともに、その深掘りや他分野への展開を図る。(略)

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

③ 地域の中小企業の経営人材の確保

(略) 大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップして地域経済活性化支援機構でリストを管理し、マッチングを行うなど、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現するとともに出融資等により中小企業の経営力強化を支援する。

④ 地方都市の活性化に向けた環境整備

(略) 特定地域基盤企業(乗合バス事業者及び地域銀行)については、独占禁止法特例法³の期限である10年間で効率性・生産性、サービスの質の向上を進める。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

(略) 海外金融機関等の受入れに係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す。

(以上)

³ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(令和2年法律第32号)。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(「総論」) 当庁関連部分抜粋

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

【基本目標1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与が求められる。

こうした観点から、地域企業等への経営改善、資金供給などの支援を行うため、地域金融機関等と連携し、ローカルベンチマーク等の活用や、リスク性資金の充実にに向けた環境整備等を図る。特に、マーケット規模が十分でない地域での事業展開や未来技術などの新たなイノベーション創出においては、官民一体となったリスク性資金の供給を推進する。また、銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を緩和する措置を行ったことを踏まえ、当該措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(2) 専門人材の確保・育成

地域企業が競争力を発揮し、成長を実現するには、経営戦略の策定と経営課題の抽出・洗い出し、その課題を解決できる人材の確保が必要である。このため、各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点の設置を支援し、地域企業の「攻めの経営」への転換と、新たな経営戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材のマッチングを進めており、同拠点は、これまで約4万件の相談を受け、7,000件を超える地域企業における即戦力人材の採用を実現している。

他方、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえると、経営人材や即戦力となる専門人材の確保に向けて、地域金融機関や商工会議所等の経営支援機関との連携を強めるなど、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化することが必要である。とりわけ、地域金融機関は、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通していることから、その能力をより一層活用することが重要である。

このため、当面の3年間に限定し、「地域人材支援戦略パッケージ」を集中的に実施する。具体的には、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が、人材ニーズを切り出し、職業紹介事業者との連携等により人材マッチングを実現し、企業の成長戦略を全面的にサポートする先導的・モデル的な事業への支援を行う。これにより、地域人材市場の育成とマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」付属文書 政策パッケージ(「各論」) 当庁関連部分抜粋

【基本目標 1】 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

① 地域企業の生産性革命の実現

i 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

- (c) 地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と、実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域の中小企業経営者と金融機関などの支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを、金融庁とも連携しながら検討を進める。

(中小企業庁事業環境部金融課、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、銀行第二課地域金融企画室)

- (e) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から銀行の議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の見直しを行ったところ、このような措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

⑥ 地域産業の新陳代謝促進と活性化

ii 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- (e) 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足について専門家の確認を受けることができる体制の整備、一定の要件の下で経営者保証を不要とする信用保証制度の創設など、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援を行う。

(中小企業庁事業環境部金融課、金融庁監督局総務課監督調査室)

⑦ 地域金融機関等との連携による経営改善・成長資金の確保等

i リスク性資金の充実に向けた環境整備

- (a) マーケット規模が十分でない地域や未来技術などによる新たなイノベーション創出を推進する地域企業に対して、官民一体となったリスク性資金の供給を促進する。そのため、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)の特定投資業務に加え、REVICや独立行政法人中小企業基盤整備機構などの政府系機関が民間金融機関等と連携して組成したファンド等の活用を促進する。

(内閣府地域経済活性化支援機構担当室、財務省大臣官房政策金融課、金融庁監督局総務課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課、中小企業庁経営支援部技術・

経営革新課、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (c) 観光地域づくりや海外展開を推進する地域企業に対してリスク性資金を供給する。そのため、REVIC、DBJ、民間金融機関等が設立する地域観光・まちづくり等を対象としたファンドや株式会社海外需要開拓支援機構（以下「CJ機構」という。）の活用を促す。

(内閣府地域経済活性化支援機構担当室、財務省大臣官房政策金融課、金融庁監督局総務課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- (d) 地域商社の事業を含む地域活性化事業、事業承継、事業再生等をより円滑に行う観点から銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しを行ったところ、このような措置の地域金融機関における有効活用を図る。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

ii 地域企業を応援するための総合支援体制の整備・改善

- (c) 関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者などの連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、財務省大臣官房地方課、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

(2) 専門人材の確保・育成

i 産業人材の還流の促進

- (b) 地域企業の経営課題に沿った経営支援と人材ニーズの切り出しのため、地域金融機関等の能力を活用した先導的な事業を行うとともに、全国事務局機能を強化し東京圏の企業を中心に副業・兼業などの多様な形態での地域への人材の送り出しに協力する企業の開拓・連携強化、セミナー等を通じた多様な働き方に対する意識醸成等を進め人材マッチングを大幅に拡大する。

(内閣府地方創生推進室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

(以 上)

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020

〔金融庁関連抜粋〕

第2章 政策の方向

資金繰り対策、地代・家賃負担軽減のための支援、資本性資金の供給など、地域の経済・雇用を支える事業者等への支援や、生活に困っている人々への支援、きめ細やかな雇用対策等を進めるなど、緊急経済対策等を通じて雇用の維持と事業の継続に取り組む。

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

②リモートワーク推進等による移住等の推進

また、プロフェッショナル人材戦略事業を着実に進め、地域の幅広い企業に対して、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進めていく。あわせて、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえ、地域金融機関等の体制強化を促し、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策の強化を図る。

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

①地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

v 地域企業等に対する経営改善・成長資金の確保等

地域金融機関には、金融機関に対する規制緩和措置の活用など新たな取組を通して、マーケット規模が十分でない地域での事業展開など地方創生の取組への関与を促し、地域特性に応じた稼ぐ地域を実現する。

【具体的取組】

(a)地域企業等に対する成長資金の確保

- ・金融機関に対する議決権保有制限の規制緩和措置を踏まえ、地域商社を含む地域活性化事業を促進する観点から、地域金融機関における地域ニーズを踏まえた有効な活用を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課)

②専門人材の確保・育成

地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化し、地域を支える専門人材を確保する。

【具体的取組】

(a)地域を支える専門人材の確保

- ・ 地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して、ハイレベルな経営人材等のマッチングを支援する「先導的人材マッチング事業」を実施する。マッチングの促進に向け、地域金融機関等の取組について横展開するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)
- ・ 大企業OB・OG等と中小企業とを結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業において、大企業等と連携した人材リストの充実や、地域金融機関間の連携、ITの利活用等も含め、広域での事業展開を促進する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

①地方移転・移住の推進

【具体的取組】

(a)地方へのしごとの移転

- ・ (略) 既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの施設を有効に利用する取組を支援する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課)

5. 多様な人材の活躍を推進する

(1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

②地方公共団体等における多様な人材の確保

地方公共団体への人材派遣や地方創生を学ぶ機会の創出等により、地域における地方創生の担い手となる専門的な人材を育成する。

【具体的取組】

(b)地方創生を学ぶ機会の創出

- ・ eラーニングの提供に加え、Webも活用しながら、公務員や金融機関職員、民間事業者など地方創生に熱意のある関係者が集まり、学びやネットワークを拡充する交流イベントや実地講座(官民連携講座)の地方展開を強化し、地域における価値創造や課題解決に向けた推進力を強化する。(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

(以 上)

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み（別紙1参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（金融庁関連箇所抜粋）

令和元年12月20日

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

(略)

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕

(略)

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

(略)

【具体的施策】

- 外国人材の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布することに加え、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設ける。上記機会に併せて、マネー・ローンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないこと等の周知も行っていく。

また、金融機関においても、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードの利用等により、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、関連規定やガイドライン等の整備を含め、上記に資する取組みが行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕

- 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕
 - 賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計を早期に終え、労使団体と協議の上、来年度早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ローンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕
- (以下略)

第3節 金融に関する税制

令和2年度税制改正要望にあたり、

- ・ 資産形成を支援する環境整備
- ・ 簡素で中立的な投資環境の整備
- ・ 保険・特別法人税

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和2年度税制改正大綱（2019年12月20日閣議決定）において別紙1の内容が盛り込まれた。特にNISAについて、一般・つみたて・ジュニアNISAそれぞれにおいて見直し等が決定したところ、詳細は以下のとおり。

1. つみたてNISA

口座開設可能期間が2037年から2042年まで5年間延長された。

2. 一般NISA

より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間が2023年から2028年まで5年間延長された。投資対象商品については、1階部分がつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAからレバレッジを効かせている投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととされた。

3. ジュニアNISA

利用実績が乏しいことから延長されず、新規の口座開設が2023年までとされた。

令和2年度税制改正について

— 税制改正大綱における主要項目 —

令和元年12月
金融庁



1. 資産形成を支援する環境整備

◆ NISA制度の見直し

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

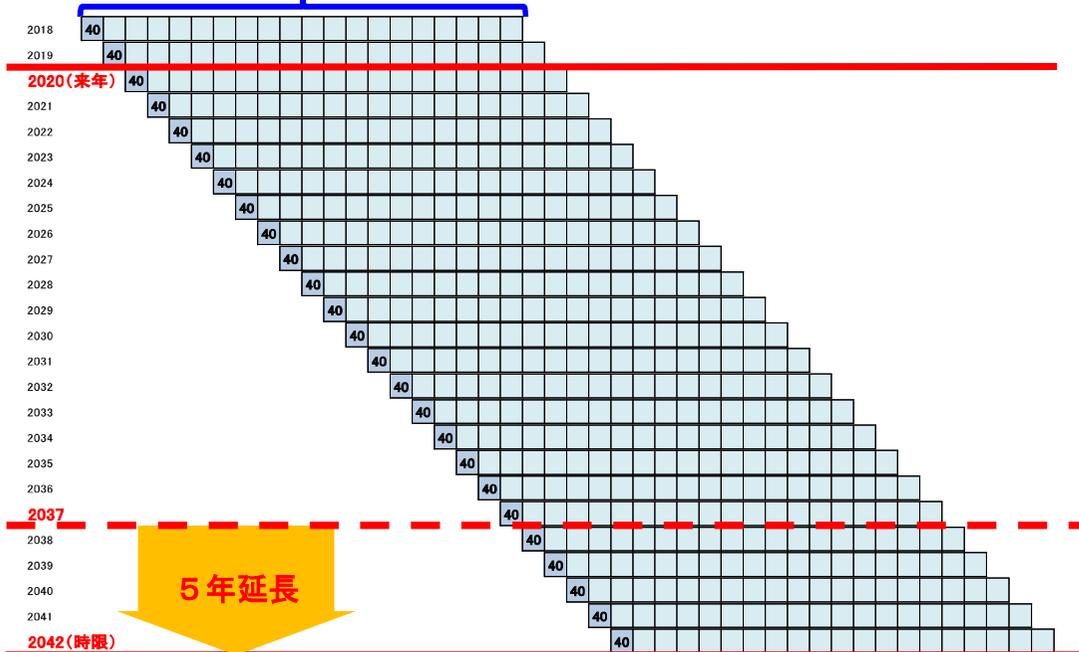
人生100年時代を迎え、高齢期における就労の拡大や働き方の多様化に対応し、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等に取り組む。**成長資金の供給**を促しつつ、**家計の安定的な資産形成**を促進する観点から、NISA制度全体を見直す中で**つみたてNISAを延長**し、少額からの積立・分散投資を促進していく。

4. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

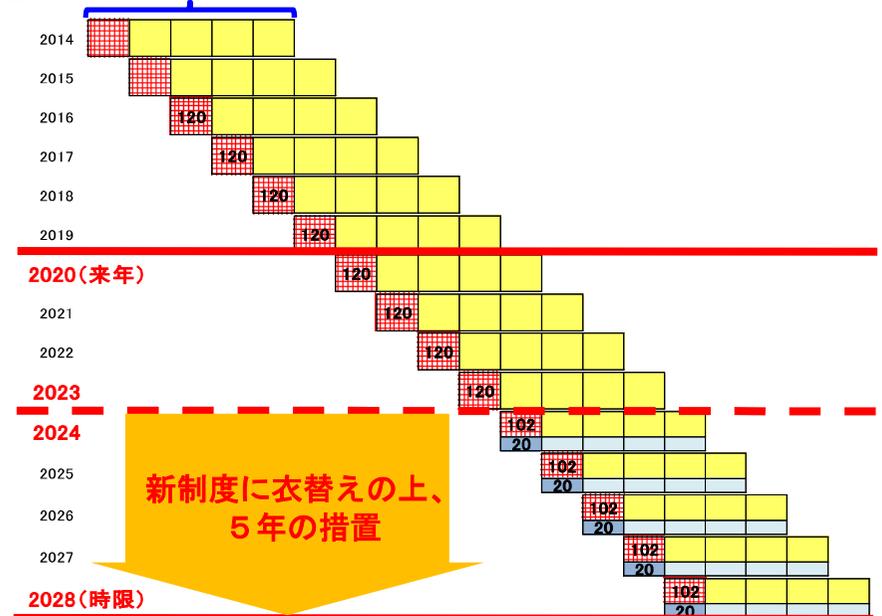
経済成長に必要な**成長資金の供給**を促すとともに、人生100年時代にふさわしい**家計の安定的な資産形成**を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する。

基本的な制度としては、非課税期間5年間の**一般NISA**については、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする**2階建ての制度に見直し**たうえで、口座開設可能期間を**5年延長**する。投資対象商品については、1階部分はつみたてNISAと同様とし、2階部分は、現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品を除くこととする。また、非課税期間20年間の現行の**つみたてNISA**については**5年延長**し、ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を2023年までとする。

【つみたてNISA】20年間



【一般NISA】5年間



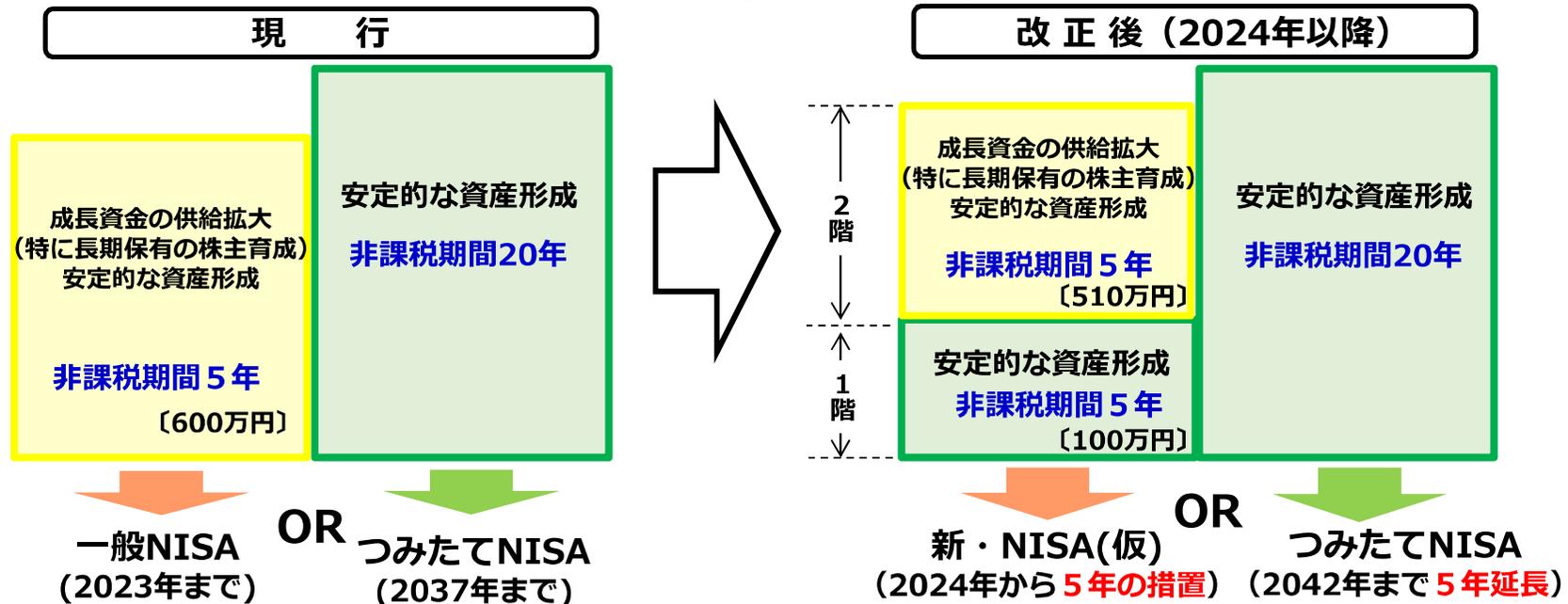
※ジュニアNISAについては延長せず(2023年末で終了)

NISA改正のイメージ

	新・NISA（仮称）（2024年から5年間）	つみたてNISA（5年間延長）
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開設していた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間（終了後は「つみたてNISA」への移行可能）	20年間
口座開設可能期間	令和5年（2023年）まで ⇒ 令和10年（2028年）まで （5年間措置）	令和19年（2037年）まで ⇒ 令和24年（2042年）まで （5年間延長）
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様 （積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等）	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を投資対象から除外。



2. 簡素で中立的な投資環境の整備

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。

【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

3. 保険・特別法人税

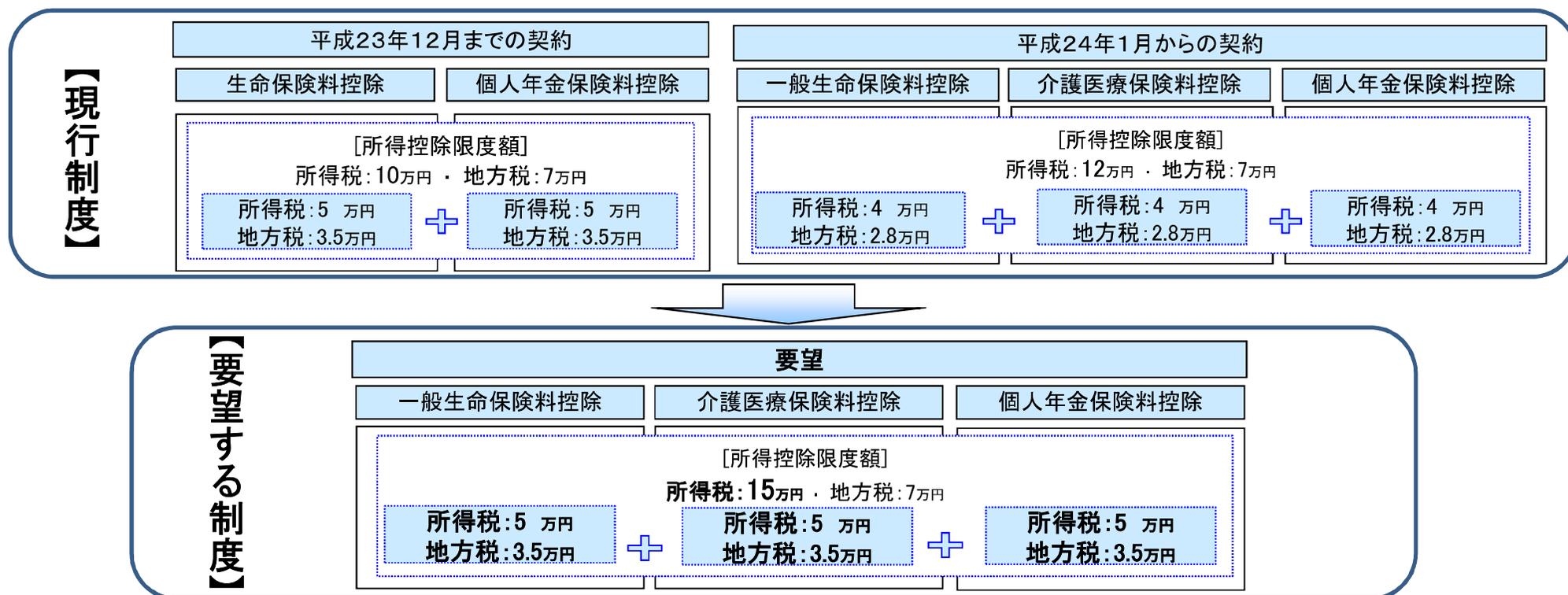
◆ 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【大綱の概要(検討事項)】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し(中略)などの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再配分機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。



◆ 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 〔厚生労働省主担、金融庁ほか5省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税(1.173%)。
(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。
- 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、令和2年3月末でその凍結措置が期限切れ。

【大綱の概要】

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 <small>(事業主拠出分)</small>	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 <small>(特別法人税) (※)令和2年3月末まで課税停止</small>	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 <small>(収益部分のみ)</small>	課税

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、2019 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された6つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された（2020 年7月 17 日閣議決定、以下「2020 年実施計画」という）。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

2. 2019 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「2019 年実施計画」（2019 年6月 21 日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

- 3 資金移動業者の口座への賃金支払
- 4 資金移動業の送金上限
- 5 前払式支払い手段の払戻し
- 6 中小零細企業の資金調達の多様化
- 7 本人確認手続の効率化

(6) 地方創生のための銀行の出資規制見直し

12 地方創生のための銀行の出資規制見直し

6. その他重要課題

- 1、2 総合取引所の実現
- 3 旧姓使用の範囲拡大

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和2年7月2日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/200702/followup.pdf>

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の例外措置の拡充及び新設や、銀行等の営業所の臨時休業及び業務再開届出等の廃止に係る銀行法施行規則等の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・貸金業者の各種書面への貸金業者登録番号記載の緩和に係る貸金業法施行規則等の改正を行った（2019年10月15日公布・施行及び2020年3月25日公布・施行）。
- ・保険会社が保険以外の金融商品を扱う場合の特定窓口に係る規制緩和に係る保険業法施行規則の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・信託契約代理業者が所属信託会社の説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を縦覧等に供する際の手続の簡素化に係る信託業法施行規則の改正を行った（2019年10月15日公布・施行）。
- ・金融再生法等における開示債権と、銀行法等におけるリスク管理債権を一本化するため、銀行法施行規則等の改正を行った（2020年1月24日公布・2020年3月31日施行）。
- ・外国清算機関免許制度の例外的取扱である、いわゆる適用除外制度について、その適正かつ安定的な運用を確保するため、金融商品取引法施行令の改正とそれに伴う次元的な運用の見直しのための適用除外告示の改正を行った（2020年6月17日公布・施行）。
- ・公開買付届出書における小規模所有者に関する記載及び本籍地の記載の削除や、公開買付開始公告の掲載事項を簡素化するための「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」等の改正案等に係るパブリックコメントを実施した（2020年6月23日）。

3. 2020 事務年度に取組む規制・制度改革事項

「2020年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

- フィンテックによる顧客利便性の向上
 - ア 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化

- イ 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置
- ウ 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制
- エ 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準
- スタートアップを促す環境整備
 - ア プロ私募の要件
 - イ 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し
 - ウ 非上場株式等の流通市場の見直し
- 書面規制、押印、対面規制の見直し

また、規制改革ホットラインに寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

4. 行政手続コスト削減に向けた取組み

2017年3月の規制改革推進会議において、「2020年3月までに行政手続コスト20%以上削減」という目標が決定され、金融庁を含む各省が「行政手続コスト削減に向けた基本計画」を策定した。

2019事務年度においては、所管金融機関からの申請等の手続は原則としてオンラインとする旨の監督指針等の改正を行い、また一部手続についてメールでの提出も可能とするなど、手続コスト削減に向けた取組みを実施した結果、行政手続コスト20%削減を達成した。

5. 書面・押印・対面手続の見直しに向けた取組み

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、2019年4月27日経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、政府全体として書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが求められている。

金融庁では、当面の間、申請・届出等についてシステム対応していない場合に原則としてメールでの受付も可能とし、また押印のない申請・届出等も有効とする等の緊急的な対応措置を講じたほか、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」にて、金融業界との意見交換を行った。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であ

り、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

2019 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会2件（①教育機関向け医療費立替金回収代行サービス、②不動産情報サイト運営業者による顧客への銀行代理業者の紹介）に対応し、回答を公表した。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置され、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が行われた。また、フォローアップ会議で取りまとめられた意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」（以下、意見書という）等を踏まえ、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）を開催し、2020年3月24日にスチュワードシップ・コード（再改訂版）を公表した。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
- ② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。
- ③ 個別の議決権行使結果とその理由を公表する機関投資家が増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は35機関に増加している。（2019年以降、新たに21機関が受入れを表明。うち1機関は規約型企業年金。）

II スチュワードシップ・コード（再改訂版）の公表について（別紙3、4参照）

1. 再改訂の経緯

2019年4月に公表した意見書等を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂に向けて、同年10月から12月に「スチュワードシップ・コードに関する有識

者検討会」(令和元年度)を計3回開催した。

同有識者検討会における議論や、同年12月から2020年1月まで実施したパブリックコメントの結果等も踏まえ、同年3月24日にスチュワードシップ・コード(再改訂版)を公表した。現在コードを受け入れている機関投資家は、遅くとも公表の6ヶ月後(同年9月末)までに、再改訂の内容に対応した公表項目の更新を行うことが求められる。

2. 再改訂の概要

スチュワードシップ・コード(再改訂版)では、コーポレートガバナンス改革の実効性をより高めるため、以下の項目が新たに盛り込まれた。

(1) 全体に関わる点

- ・ 中長期的な企業価値の向上及び企業の持続的な成長という目的にスチュワードシップ活動が向けられたかを意識すべき
- ・ サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
- ・ 「スチュワードシップ責任」の遂行に資する限りにおいて、上場株式以外の資産(債券等)を保有する機関投資家へコードを適用することが可能

(2) 運用機関

- ・ 外観的に利益相反が疑われる議案や、議決権行使方針に照らして説明を要すると判断される議案について、「賛否の理由」を公表すべき
- ・ スチュワードシップ活動の結果や自己評価について、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的な成長に結び付いたかを意識して公表することが重要

(3) アセットオーナー(年金基金等)

- ・ アセットオーナーの規模や能力等に応じて、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべき

(4) 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタント

- ・ 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者の利益相反管理体制の整備
- ・ 議決権行使助言会社が助言の正確性や透明性を確保するための、人的・組織体制の充実、助言策定プロセスの透明性の確保、企業との積極的な意見交換

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

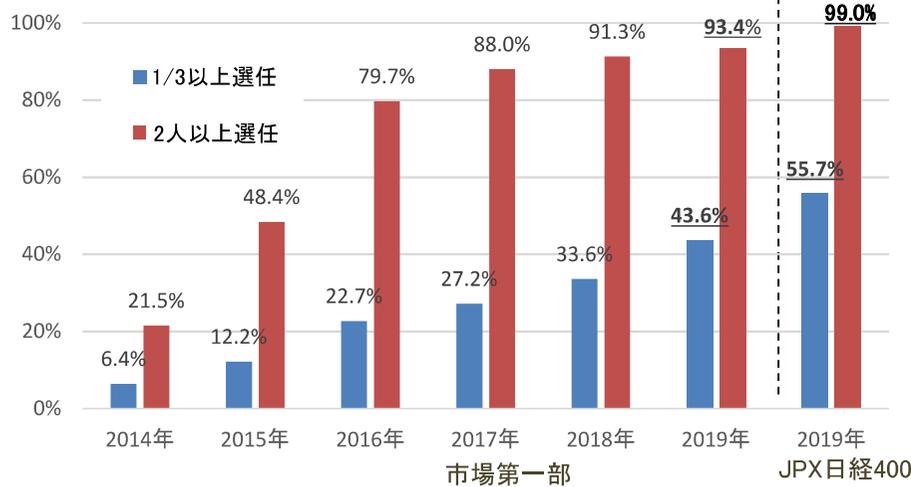
(別紙1)

- 2013年 6月 **「日本再興戦略」**
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版ステュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 **ステュワードシップ・コード策定**
6月 **「日本再興戦略」改訂2014**
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**
「日本再興戦略」改訂2015
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
8月 **「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置**
- 2016年 6月 **「日本再興戦略 2016」**
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。
そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 **改訂版ステュワードシップ・コード公表**
6月 **「未来投資戦略 2017」**
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
12月 **「新しい経済政策パッケージ」**
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
「未来投資戦略 2018」
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEO の選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **「成長戦略(2019年)」**
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、ステュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
- 2020年 3月 **再改訂版ステュワードシップ・コード公表**

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

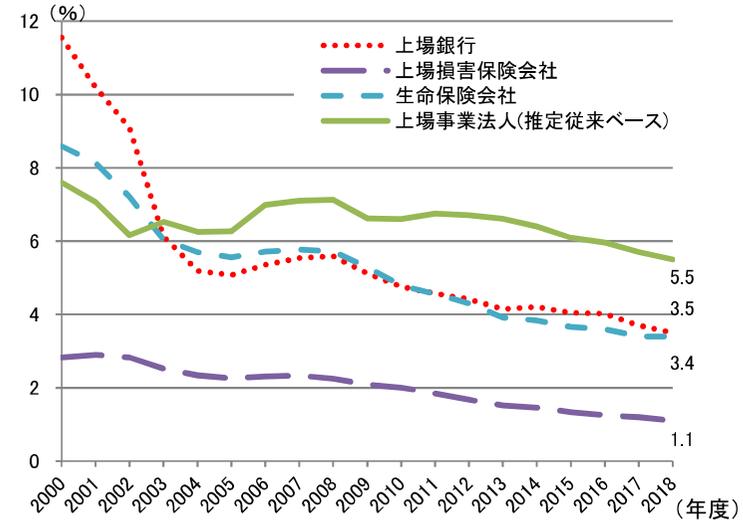
(別紙2)

独立社外取締役を選任する 上場会社(市場第一部)の比率推移



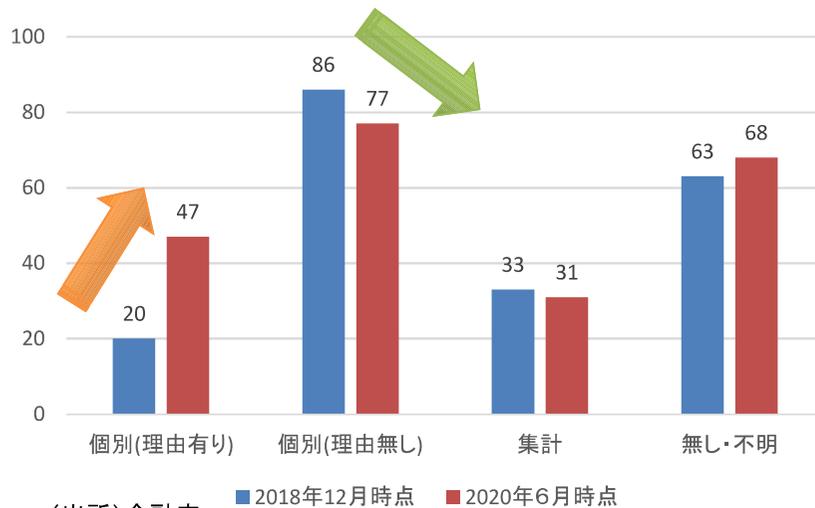
(出所)東京証券取引所

保有主体別に見た持ち合い比率の内訳 (時価ベースの比率)



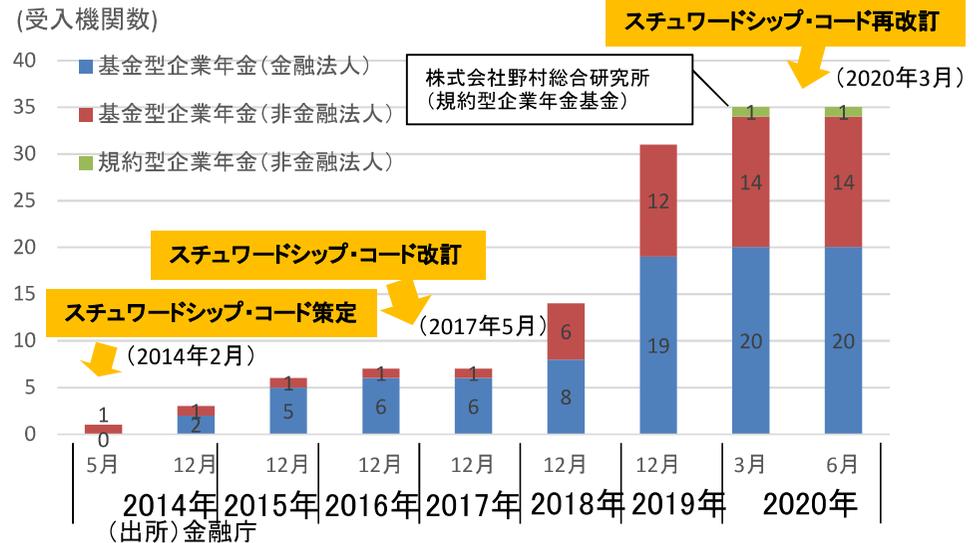
(注)上場会社及び保険会社が保有するほかの上場会社株式(時価ベース)の、市場全体の時価総額に対する比率(ただし、子会社、関連会社株式を除く)。
(出所)野村資本市場研究所

機関投資家による議決権行使結果の公表状況 ※年金基金等を除く



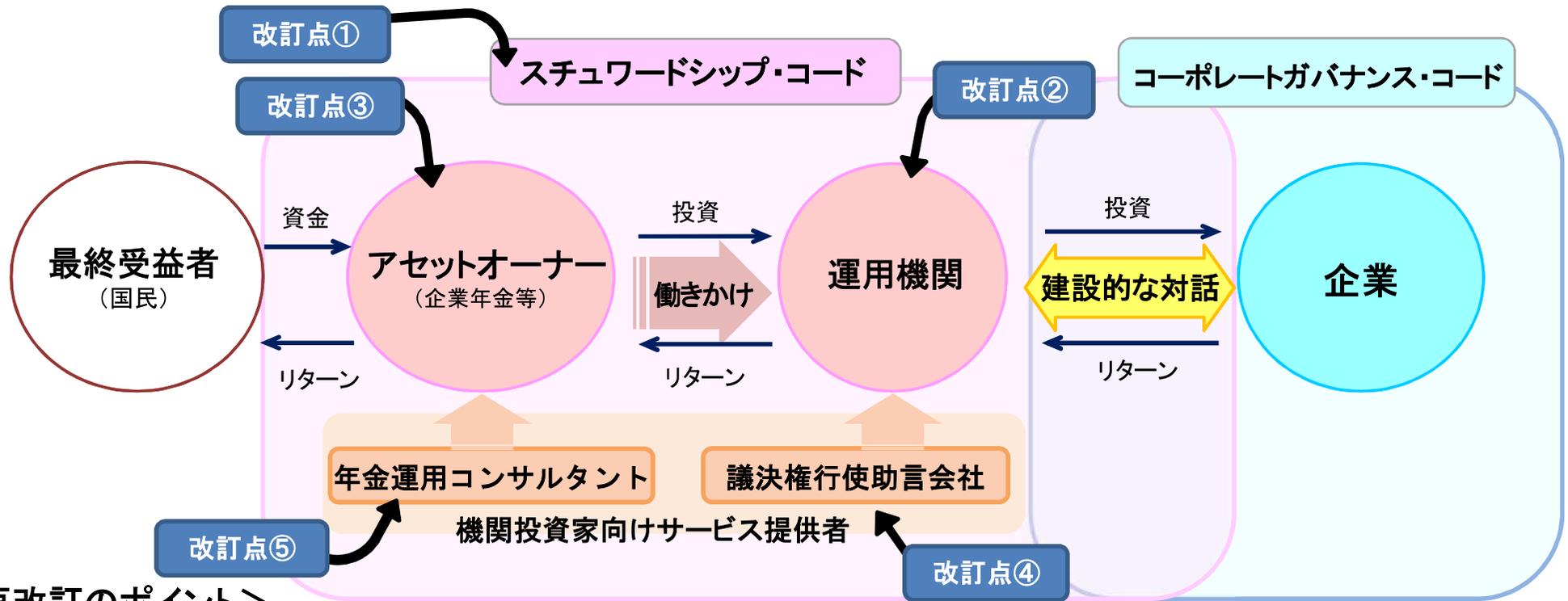
(出所)金融庁

企業年金によるスチュワードシップ・コード受入れ



(出所)金融庁

□ コーポレートガバナンス改革の実効性の向上に向け、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2019年10月～12月に3回開催)における議論を踏まえ、スチュワードシップ・コードの再改訂を実施。



<再改訂のポイント>

- ① 全体に関わる点
 - (1) 「中長期的な企業価値向上」という目的の意識
 - (2) サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮
 - (3) 債券を保有する機関投資家等へのコードの適用
 - ② 運用機関: 建設的な対話の促進に向けた情報提供の充実
 - ③ アセットオーナー: 企業年金のスチュワードシップ活動の後押し
 - ④ 議決権行使助言会社
 - ⑤ 年金運用コンサルタント
- } : 機関投資家向けサービスの質の向上

スチュワードシップ・コードの再改訂(2020年)の概要

	再改訂の概要
① 全体に関わる点	<ul style="list-style-type: none">(1) 中長期的な企業価値の向上及び企業の持続的な成長という目的にスチュワードシップ活動が向けられたかを意識すべき(2) サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮(3) コードの目的に沿うスチュワードシップ活動ができる場合における、上場株式以外の資産(債券等)を保有する機関投資家へのコードの適用
② 運用機関	<ul style="list-style-type: none">・外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案について「賛否の理由」を公表すべき・企業との対話の状況を含むスチュワードシップ活動の結果や自己評価について、企業の持続的な成長と中長期的な投資リターンの拡大に向けられたかを意識して公表することが重要
③ アセットオーナー	<ul style="list-style-type: none">・規模や能力等に応じてスチュワードシップ活動を行うべき
④ 議決権行使助言会社	<p>助言の正確性や透明性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none">・人的・組織的体制の充実(日本拠点の整備含む)・助言策定プロセスの透明性の確保・企業との積極的な意見交換
⑤ 年金運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none">・利益相反の管理を行うべき

「責任ある機関投資家」の諸原則
《日本版スチュワードシップ・コード》

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）

2020年3月24日

〔 2014年2月26日 策定
2017年5月29日 改訂 〕

スチュワードシップ・コードの再改訂に当たって

2020年3月24日

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）

一 経緯

1. 2014年2月26日に、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によりスチュワードシップ・コードが策定され、その後、2017年5月29日に、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によって同コードが改訂されてから約3年が経過した。これまで、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家は280を超えるに至り、また、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードも改訂された。両コードの下で、コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られるものの、より実効性を高めるべきではないか、との指摘もなされている。
2. こうした中、2019年4月24日、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」という。）において、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する意見書（以下、「意見書」という。）が公表された。意見書においては、コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が必要であるほか、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなどによる機関投資家への助言やサポートがインベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう促すことが重要であるとされ、スチュワードシップ・コードの更なる改訂が提言された。
3. 意見書を受け、金融庁において、2019年10月から計3回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）（以下、前出の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」と併せ、「本検討会」という。）を開催し、コード改訂に向けた議論を重ねた。こうした議論を踏まえ、同検討会はスチュワードシップ・コード改訂案を取りまとめてこれを公表し、広く各界の意見を求めた。
寄せられた意見を検討の上、今般スチュワードシップ・コード再改訂版（以下、「本コード再改訂版」という。）を公表する。

二 本コード再改訂版の主なポイントとその考え方

1. 意見書においては、
 - ・ 運用機関における議決権行使に係る賛否の理由や、対話活動及びその結果や自己評価等に関する説明・情報提供の充実
 - ・ ESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話における目的の意識
 - ・ 企業年金のステュワードシップ活動の後押し
 - ・ 議決権行使助言会社における体制整備、それを含ま助言策定プロセスの具体的な公表、企業との積極的な意見交換
 - ・ 年金運用コンサルタントにおける利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明等

についての提言がなされており、今回の検討会では、これらの内容について議論を行い、新たに本コード再改訂版に盛り込むこととした。

2. さらに、同検討会の議論の過程では、意見書の提言に係る論点以外についても、以下のような指摘がなされた。
 - ・ ステュワードシップ活動が、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くよう意識して行われることが重要ではないか。
 - ・ ESG要素を考慮することは、事業におけるリスクの減少のみならず収益機会にもつながる。また、昨今の世界におけるESGを巡る動きの急速な変化に鑑みれば、こうした変化自体がリスクや収益機会に影響を及ぼし得る。こうしたことを踏まえれば、ESG要素を含むサステナビリティに関する課題についても、投資プロセスに組み込むことが有益ではないか。
 - ・ コードが中長期的な企業価値の向上を目的としていることや、株主と債券保有者間で利益相反関係に陥るケースがあること等には留意が必要であるが、上場株式以外の債券等の資産に投資する機関投資家においては、当該資産にコードを適用することが有益な場合もあるのではないか。
 - ・ 年金運用コンサルタントに限らず、機関投資家をサポートする役割を負う者は、利益相反管理等を行うべきではないか。

こうした指摘を踏まえ、上記の事項についても議論をした上で、議論の結果を本コード再改訂版に盛り込んだところである。

なお、アセットオーナーが、運用機関のステュワードシップ活動の取組状況について報告を受ける際に、共通様式を用いる民間団体の取組みについても紹介がされたところである。アセットオーナーの実効的なステュワードシップ活動の支援に向けて、こうした動きが民間団体においても進むことが望まれる。その際には、モニタリングを形式化させずに「質」を高めるよう意識することが重要である。

そのほか、議論の過程で以下のような指摘がなされた。今後実態も踏まえて本検

討会において検討していくことが必要であると考えられるが、金融庁においても検討を進めることが期待される。

- ・ パッシブ運用が広まる中で、いかにしてエンゲージメントの充実化を図るか、について考えるべきではないか。
- ・ 金融庁が公表している「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」では、現状行うことができる協働エンゲージメントの範囲が明確でないとの声もあるため、その対応を検討する必要があるのではないか。

三 パブリックコメントを踏まえた対応

1. 本コード再改訂版の取りまとめに当たっては、策定時・改訂時と同様に、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 44 の個人・団体から、英訳版については 23 の個人・団体から意見が寄せられた。検討会においては、これらについても検討を行い、下記のように本コード再改訂版の取りまとめに反映させていただいた。
 2. パブリックコメントにおいては、
 - ・ 脚注 9 の「本コードは、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象にすることを念頭に置いている」という記述につき、本コードの対象を企業年金等に限定するように誤解されかねないのご指摘
 - ・ 脚注 15 の機関投資家が投資先企業と対話を行うに当たって自らがどの程度株式を保有しているかを説明することが望ましい旨の記述につき、株式を少数しか持っていない投資家が建設的な対話に応じてもらえなくなるおそれがあるなどのご指摘
 - ・ 指針 8-3 の「議決権行使助言会社は、企業の開示情報のみに基づくばかりでなく、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである」という記述につき、開示情報のみに基づく判断では不十分で、必ず企業と意見交換をしなければならないかのように受け止められる懸念があるなどのご指摘がそれぞれ寄せられた。これらのコメントを踏まえ、本コード再改訂版では、脚注 9、脚注 15 及び指針 8-3 をご指摘の趣旨を反映して修正した。
 3. パブリックコメントではそのほかにも、
 - ・ 議決権行使助言会社が指針 8-2 及び 8-3 に沿った取組みを行うためには、企業においても株主総会の開催時期の分散、株主総会資料の早期開示や開示の充実等に取り組むべき
 - ・ 内部監査のコーポレートガバナンスにおける重要性に鑑み、機関投資家は内部監査部門の整備・活用状況についても把握すべき
 - ・ 政策保有株式の更なる縮減に向けた取組みを進めるべき
 - ・ 企業年金の実効的なスチュワードシップ活動のためには、母体企業において利

益相反管理に努めることが重要
などのご意見が寄せられたところである。

これらの課題については、今後実態も踏まえながら、フォローアップ会議や金融
庁を含む関係者において更に検討を進めることが期待される。

4. 本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家等に対して、本コード再改訂版公表の遅くとも6ヶ月後（2020年9月末）までに、改訂内容に対応した公表項目の更新（及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知）を行うことを期待する。

「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 2012年12月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、2013年1月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた¹。
2. 以上の経緯を経て、2013年6月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。
3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、2013年8月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置された。同検討会は、同年8月から計6回にわたり議論を重ね、2014年2月26日、「『責任ある機関投資家』の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》」を策定した。なお、コードの取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実

¹ 日本経済再生本部 第6回会合（2013年4月2日）

施し、和文については26の個人・団体から、英訳版については19の個人・団体から充実した意見が寄せられた。同検討会は、これらについても議論を行い、コードの取りまとめに反映した。

4. その後、本コード及びコーポレートガバナンス・コード（2015年6月1日適用開始、2018年6月1日改訂）を軸とするコーポレートガバナンス改革の実効性を高めるため、金融庁・東京証券取引所により設置された「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」という。）において、2016年11月、「機関投資家による実効的なステュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表された。当該意見書を受け、「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催され、2017年5月29日、本コードの改訂を行った。

上記改訂の後も、フォローアップ会議においては、コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みについて議論が続けられ、2019年4月24日、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する意見書が公表された。当該意見書を受け、「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）が開催され、2019年10月から計3回にわたり議論を重ね、2020年3月24日、本コードを再改訂した。

本コードの目的

5. 冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「ステュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「ステュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。
6. 一方で、企業の側においては、コーポレートガバナンス・コードに示されているように、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高いコーポレートガバナンスが実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エン

ゲージメント)が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない²。

7. また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動(以下、「スチュワードシップ活動」という。)において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである³。

8. 本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」(以下、「運用機関」という。)である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」(以下、「アセットオーナー」という。)である場合とに大別される。

このうち、運用機関には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、アセットオーナーには、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である運用機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

運用機関は、アセットオーナーの期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、アセットオーナーは、運用機関の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

9. また、議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントなど、機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家が実効的なスチュワードシップ活動を行うことに資するサービスを提供している主体(以下、「機関投資家向けサービス提供者」という。)には、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)全体の機能向上のために重要な役割を果たすことが期待されている。本コードの原則8は、機関投資家向けサービス提供者に適用されるものであるほか、

² また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

³ 金融庁において、2014年2月、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について、「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、解釈の明確化を図っている(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)。

その他の原則（指針を含む）も、原則 8 と矛盾しない範囲で機関投資家向けサービス提供者に適用される。

10. 本コードは、基本的に、機関投資家が日本の上場株式に投資を行う場合を念頭に置いているが、本コードの冒頭に掲げる「スチュワードシップ責任」の遂行に資する限りにおいて、他の資産に投資を行う場合にも適用することが可能である。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

11. 本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家（機関投資家向けサービス提供者を含む。以下この前文において同じ。）が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

12. こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取べき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」の意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

13. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。

14. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家

は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にステュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えられる。

15. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、

- ・ 以下を自らのウェブサイトで公表すること
 - － 「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）
 - － 「コードの各原則（指針を含む）に基づく公表項目」
 - ① ステュワードシップ責任を果たすための方針などコードの各原則（指針を含む）において公表が求められている具体的項目
 - ② 実施しない原則（指針⁴を含む）がある場合には、その理由の説明
- ・ 当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと（更新を行った場合には、その旨も公表すること）
- ・ 当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

16. 本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、ステュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

⁴ 指針の中には、一定の事項が「重要である」とするなど、必ずしも一定の行動を取るべき（取るべきでない）旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することを求めるものではない。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

1-1. 機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素⁵を含む中長期的な持続可能性）⁶の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」⁷（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである⁸。

その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。

⁵ ガバナンス及び社会・環境に関する事項を指す。

⁶ 2015年9月の国連サミットにおいて17の目標等から構成される「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されている。

⁷ 「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則4の指針4-1参照）。

⁸ 当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主としてアセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

- 1-3. アセットオーナー^{9,10}は、最終受益者の視点を意識しつつ、その利益の確保のため、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に促すべきである¹¹。アセットオーナーが直接、議決権行使を伴う資金の運用を行う場合には、自らの規模や能力等に応じ、自ら投資先企業との対話等のスチュワードシップ活動に取り組むべきである。
- 1-4. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。
- 1-5. アセットオーナーは、自らの規模や能力等に応じ、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである¹²。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話等のスチュワードシップ活動の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数・面談時間や議決権行使の賛否の比率等の形式的な確認に終始すべきではない。

⁹ 本コードは、アセットオーナーである企業年金について、基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象とすることを念頭に置いている。なお、規約型の確定給付企業年金は、母体企業と法人格は一体であるものの、母体企業としてではなく、企業年金として本コードを受け入れることが想定されている。

¹⁰ コーポレートガバナンス・コード（2018年6月1日改訂）の原則2-6において、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業による人事面・運営面でのサポートが求められている。

¹¹ アセットオーナーである企業年金が直接、議決権行使を伴う資金の運用を行わない場合は、まずは運用機関に対して本コードの対応状況を確認するなどの、自らの規模や能力等に応じた取組みを行うことが想定されている。特に対話（原則4）及び議決権の行使と行使結果等の公表（原則5）については、必ずしも企業年金がこれらを行うことを想定したものではない。

¹² 運用機関が投資先企業との間で建設的な対話を含む実効的なスチュワードシップ活動を行っているかを確認することが有効であり、必ずしも個別の詳細な指示を行うことまでを求めものではない。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

- 2-1. 機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。
- 2-2. 機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 2-3. 運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。
- 2-4. 運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

- 3-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。
- 3-2. 機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。
- 3-3. 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

- 4-1. 機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話¹³を、投資先企業との間で建設的に行うこと^{14,15}を通じて、当該企業と認識の共有^{16,17}を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである¹⁸。
- 4-2. 機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。
- 4-3. パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。
- 4-4. 以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである¹⁹。

¹³ その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

¹⁴ 機関投資家内部において、投資先企業との対話を行う専担部署がある場合には、その他の部署との連携を図ることが重要である。

¹⁵ 株式保有の多寡にかかわらず、機関投資家と投資先企業との間で建設的な対話が行われるべきであるが、機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明することが望ましい場合もある。

¹⁶ 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

¹⁷ 例えばガバナンス体制構築状況（独立役員を活用を含む）や事業ポートフォリオの見直し等の経営上の優先課題について投資先企業との認識の共有を図るために、業務の執行には携わらない役員（独立社外取締役・監査役等）との間で対話を行うことも有益であると考えられる。

¹⁸ 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

¹⁹ 当該方針の内容は、例えば、主として運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主としてアセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

4-5. 機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）が有益な場合もあり得る²⁰。

4-6. 一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである²¹。

²⁰ この点に関連し、2014年2月に公表された金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」
(<http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf>)〔再掲〕は、具体的にどのような場合に大量保有報告制度における「共同保有者」（及び公開買付制度における「特別関係者」）に該当するかについて、解釈の明確化を図っている。

²¹ その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

- 5-1. 機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。
- 5-2. 機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである²²。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 5-3. 機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。

また、機関投資家がステewardシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである²³。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。

²² なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

²³ 個別の議決権行使結果を公表した場合、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な議決権行使を助長するのではないかなどの懸念が指摘されている。

しかし、運用機関は、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要である。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかと懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果を公表することが重要である。

- 5-4. 機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表すべきである。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

- 6-1. 運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである²⁴。
- 6-2. アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に1度、報告を行うべきである²⁴。
- 6-3. 機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである²⁵。
- 6-4. なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

²⁴ ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

²⁵ なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

7-1. 機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

7-2. 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

7-3. 対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのため場を設けることも有益であると考えられる。

7-4. 機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである²⁶。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識すべきである。

²⁶ こうした自己評価やスチュワードシップ活動の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

原則 8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

指針

- 8-1. 議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供者²⁷は、利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取組みを公表すべきである。
- 8-2. 議決権行使助言会社は、運用機関に対し、個々の企業に関する正確な情報に基づく助言を行うため、日本に拠点を設置することを含め十分かつ適切な人的・組織的体制を整備すべきであり、透明性を図るため、それを含む助言策定プロセス²⁸を具体的に公表すべきである²⁹。
- 8-3. 議決権行使助言会社は、企業の開示情報に基づくほか、必要に応じ、自ら企業と積極的に意見交換しつつ、助言を行うべきである。
- 助言の対象となる企業から求められた場合に、当該企業に対して、前提となる情報に齟齬がないか等を確認する機会を与え、当該企業から出された意見も合わせて顧客に提供することも、助言の前提となる情報の正確性や透明性の確保に資すると考えられる。

²⁷ 機関投資家向けサービス提供者は、特に議決権行使助言会社や年金運用コンサルタントを念頭に置いているが、これに限らず、ある機関（機関投資家を含む）が、機関投資家から業務の委託等を受け、機関投資家を実効的なスチュワードシップ活動を行うことに資するサービスを提供する機能を有する場合は広くこれに該当すると考えられる。

²⁸ 個別の議案に係る助言に当たっての対話の内容等を念頭に置いているものではなく、一般的に、助言策定に当たって、依拠する主な情報源、対象企業との対話の有無、態様等を公表することが考えられる。

²⁹ 議決権行使助言会社において、議決権行使の助言についての方針を策定する際にも、当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

第6節 自然災害等の被災者への対応

I 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（別紙1～2参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会（現 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始され、その後も被災者支援に資するよう運用の改善が図られている。

2019事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく個人版私的整理ガイドラインを利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告掲載）、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（2020年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,973件
- ・ 債務整理に向けて準備中：1件
- ・ 成立件数：1,372件

II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

(参考)

(2020年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	2012年2月22日
支援決定	743先

Ⅲ 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の2019年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月27日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2020年3月3日に報告内容を公表した。

Ⅳ 令和元年東日本台風等への対応

令和元年東日本台風等への対応として、発災後速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望等の把握を行った上で、11月11日付で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。

また、自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（注）の周知広報やREVICと地域金融機関等が連携して設立した「令和元年台風等被害広域復興ファンド」の活用促進に取り組んだ。

このほか、令和元年8月の前線に伴う大雨をはじめとする自然災害への対応として、関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮し迅速かつ的確に「金融上の措置」を講じるよう要請を行う等の措置を講じた。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることが可能である、民間の自主的なルール（2016年4月より適用開始）。（別紙3～4参照）

(参考) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの運用状況 (2020年6月30日時点)

- 登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数 : 1,145 件
 - うち、手続中の件数 : 122 件
 - うち、特定調停の申立に至っている件数 : 11 件
- 債務整理成立件数 : 498 件

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができるようになる。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ

- ① 債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ② 債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③ 第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④ 債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤ 対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥ 対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する。

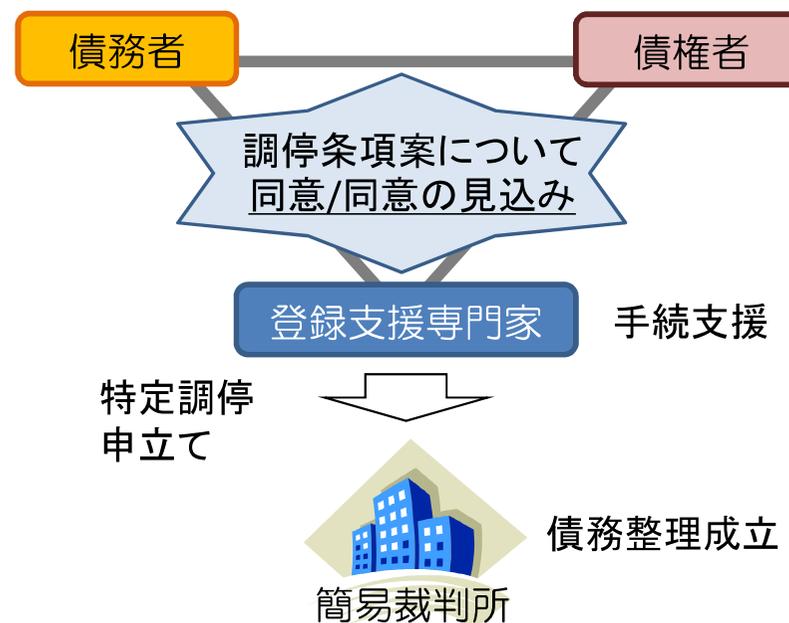
- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

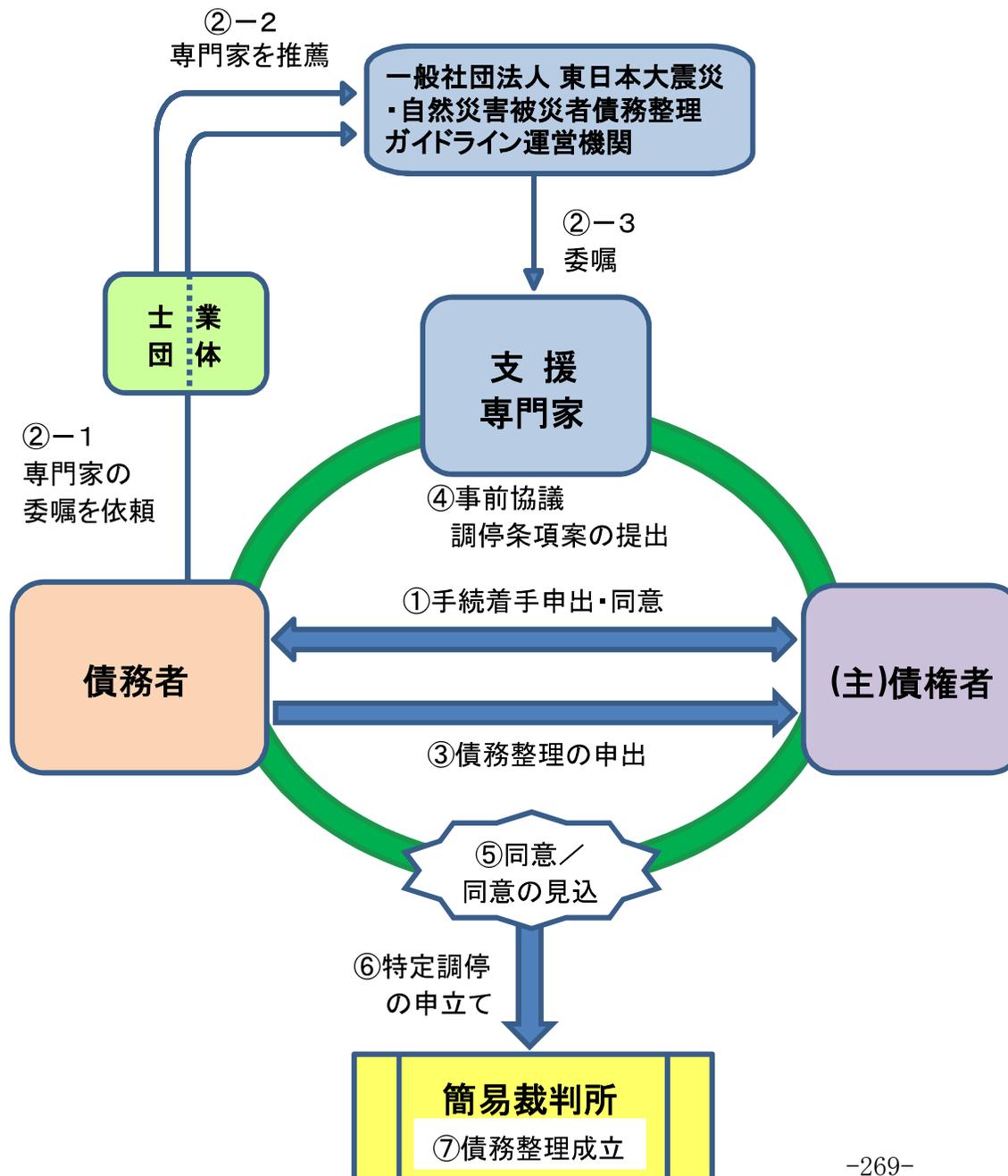


■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

(別紙4)



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

I 金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み

1. 民間金融機関による事業者等の資金繰り支援促進等のための施策

コロナ禍の影響により、事業者が厳しい資金繰り状況に直面する中、金融庁は、関係省庁と連携しつつ、金融機関による、事業者への迅速かつ適切な資金繰り支援等が実施されるよう、様々な取組みを進めてきた。(別紙1参照) 具体的には、金融機関に累次の要請を行うほか、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」の整備や官民金融機関の連携強化、金融機関との取引に係る相談を受け付ける相談窓口の開設などに取り組んだ。金融機関は既往債務の条件変更や新規融資の実施など、資金繰り支援に取り組んでおり、その結果、貸出金も足元で大幅に増加している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。その他、新型コロナウイルス感染症に乗じた犯罪等に関する注意喚起について、金融庁ウェブサイトにて啓発ページを掲載し、金融機関に対しても周知を実施した。

2. 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施した。(別紙2参照) 緊急事態宣言が発出された2020年4月7日には、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について」(麻生金融担当大臣談話)において、金融機能の維持や顧客保護の観点から、金融機関等に対し「緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方」に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めることを要請した。また、緊急事態措置の対象区域が全国に拡大された同年4月16日や、同措置の期間が同年5月31日まで延長されることが決定した同年5月4日にも、同様の要請を実施した。

さらに、緊急事態解除宣言がなされた同年5月25日、金融機関等に対して、緊急事態解除宣言後においても、感染拡大防止に努めるとともに、国民の経済活動を支援する金融機能の維持等の観点から、業務の継続について適切な対応に努めるよう要請した。

II 検査・監督・規制上の対応

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例の公表

金融庁においては、債務の条件変更・新規融資など、事業者の実情に応じた万全の対応を金融機関に要請し、事業者への資金繰り支援の促進を当面の検査・監督の最重点事項として、特別ヒアリング等で、金融機関の取組状況を確認してきた。その中で確認した取組のうち、他の金融機関の参考となる事例について、取りまとめ・公表した（同年3月27日公表、4月20日・5月22日更新）。また、事業者が金融機関と資金繰りについて相談する際の参考にも資するため、各都道府県の商工会議所連合会、商工会連合会、都道府県庁等に対しても周知した。

2. 企業決算・監査等への対応（別紙3参照）

- (1) 主に3月期決算企業の決算作業及び監査法人による監査をめぐる課題への対応につき、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、2020年4月3日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」を設置した。本連絡協議会では、メンバー等による取組状況の共有、「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた対応策などについて議論を行った。

株主総会の延期や継続会の開催など、例年とは異なるスケジュール方法とすることの検討を求める声明文を連絡協議会名で同年4月15日に公表した。

また、緊急事態宣言の発令を受け、企業や監査法人が決算業務や監査業務に十分な時間を確保できるよう、同年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書等について、内閣府令の改正により、一律に9月末まで延長した。

さらに、同年5月、企業会計基準委員会（ASBJ）が示した会計上の見積りについての開示の考え方を踏まえ、有価証券報告書の財務情報及び非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とするよう要請文を公表するとともに、特に経営戦略やリスク等の記述情報に関し、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A-投資家が期待する好開示のポイント-」を同年5月29日に公表した。

本連絡協議会のメンバーがこれまで公表した取組みなどを振り返り、同年7月2日、連絡協議会名で「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応（骨子）」を公表した。

- (2) 国際的な対応としては、IOSCO（証券監督者国際機構）が同年4月3日、会計基準の適用に関する声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不確実性の下においても高品質な会計基準の開発、一貫した適用及び執

行が重要であること、金融商品に関する国際会計基準（IFRS第9号）の適用においては各当局の支援策を考慮しつつ投資家にとって重要な情報を開示すべきであること、IFRSを策定する国際会計基準審議会（IASB）の取組みを支持すること等を示した。

また、同年5月29日、IOSCOは企業に対して新型コロナウイルス感染症下における適切な開示を促す内容の声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響について企業が適切に開示することが重要であること、特に新型コロナウイルス感染症に関する重要な判断および見積りが含まれる際には個別具体的かつ透明な開示であるべきこと、財務情報の提出期限延長により柔軟性が得られた場合には合理的かつ支持できる判断に基づいたタイムリーかつ包括的な財務情報を提供する責任も果たすよう企業はバランスをとった対応を行うことが奨励されること、投資家及びその他の関係者は企業の置かれた状況に理解を示すことが期待されること、等を示した。

3. 金融機関等の報告の提出期限の延長等や決算業務・監査業務等への対応

同年3月30日に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法令上提出期限の確定している金融機関等の報告・届出について、柔軟な対応を検討する旨などを当庁ウェブサイトで公表した。また、同年4月24日に決算業務・監査業務等への対応について、当庁への事業報告等の提出期限につき柔軟な取扱いを行う旨の事務連絡を行った。

4. 金融・資本市場への不安定化への対応

- ・緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について、大臣談話を公表した（同年4月7日・4月16日・5月4日・5月14日）。（別紙4参照）
- ・適正な市場機能と取引の公正の確保について大臣談話を公表した（同年3月24日）。（別紙5参照）

5. 金融・資本市場関係のその他の対応

（1）東京証券取引所等での取組み

東京証券取引所等は、取引所規則に基づく決算短信等について、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、提出期限を延長することを認める旨を上場会社宛てに通知した（同年2月10日）。（別紙6参照）

- ・東京証券取引所等は、上場会社に対し、「業績予想の修正」などに関する開示を行う際に、自社の状況に応じて事業活動や経営成績に及ぼす影響等について可能な限り具体的に説明するよう要請し、また、上場会社及び上場候補会社に対し、①上場廃止等となる債務超過基準を1期延長する、②一時的な業績悪化を勘案して審査することを公表した（同年3月18日）。（別紙7参照）

- ・東京証券取引所等は、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示に配慮するよう要請した（同年4月7日）。（別紙8参照）
- ・東京証券取引所等は、決算発表について、「45日以内」の慣行にとらわれず、確定次第の開示を依頼しているところ、足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、決算発表日程の再検討を要請した（同年4月7日）。（別紙9参照）
- ・東京証券取引所等は、有価証券報告書等の提出期限の延長に伴い、決算発表日程の再検討の依頼を公表するとともに、上場会社宛てに通知した（同年4月14日）。（別紙10参照）
- ・東京証券取引所は、決算発表日程の再検討や決算内容等の適切な開示について公表するとともに、「決算発表・定時株主総会の日程変更等に係る適時開示実務上の留意点」を上場会社宛てに通知した（同年4月15日）。（別紙11参照）
- ・東京証券取引所等は、上場会社に対し、指定替え（第1部から第2部）・上場廃止に係る時価総額基準等に抵触した場合における、事業計画改善書の提出期限を同年12月末まで（上場廃止に係る猶予期間は2021年6月末まで）延長することを通知・公表した（2020年4月30日）。（別紙12参照）

（2）中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する措置

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制について、同年4月にバーゼル銀行監督委員会とIOSCOにおいて適用対象拡大の実施時期を1年間延期することが合意されたことを受け、我が国においても同年6月に内閣府令を改正し、実施時期を延期した（最終フェーズは2022年9月1日から実施）。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第59号）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要がある。

こうした考え方の下、①新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合に関する特例を設けることや、②金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を延長することなどが盛り込まれた「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第59号）」が、2020年6月12日に成立

し、同年6月19日に公布された。(別紙13参照)

2. 広報・相談体制の強化

(1) 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方に向けた情報発信

ア. 金融庁ウェブサイトにおける特設ページの開設

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるように、同年2月10日に金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、①相談窓口の一覧、②金融庁が金融機関に対して行った要請に関する情報、③企業の決算・監査、情報開示に関する情報等を集約して掲載した。同年3月13日には、英語版の特設ページを開設し、日本語の特設ページに掲載されている各種施策等の英訳を掲載した。

また、逐次、特設ページの掲載情報の追加・更新や構成の見直しを行い、内容の充実・利便性の向上に努めた。

イ. 多様な情報提供手段の活用

特設ページに掲載した情報については、随時 Twitter へ投稿したほか、同年5月26日にLINEの金融庁公式アカウントを新規開設して情報掲載するなど、SNSを積極的に活用した情報発信を行った。

また、業界紙(日経産業新聞・観光経済新聞・日経流通新聞・日刊工業新聞)に事業者・個人向けリーフレットを掲載したほか、民間金融機関による実質無利子・無担保の融資等について周知・広報するための動画を作成し、同年6月2日から25日までの間、YouTubeにおいて、中小企業事業者や個人事業主を主な対象として広告配信を行った。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援に関するインターネットバナー広告や新聞突出し広告、テレビCMを実施した。

(2) 相談体制の強化

金融サービス利用者相談室では、新型コロナウイルス感染症の流行に際し、令和2年2月28日に「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を設置。当該ダイヤルにおいて、一般の金融サービス利用者より、新型コロナウイルスに関する金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談や情報を幅広く受け付けている。また、金融庁としては、当該相談等の内容を金融機関に還元の上、その適切な対応を求めているところ。

3. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際会議や国際基準設定主体等の新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的な貢献

を行った。

(1) G20、G7

G20 においては、3月以降、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。金融規制関係の、主な記述は、以下のとおり。

● G20 首脳声明（令和2年3月26日）（仮訳・抜粋）

我々は、財務大臣・中央銀行総裁に対し、新型コロナウイルスに対するG20 行動計画を作成し、適切な国際的財政支援を迅速に実施すべく国際機関と緊密に連携するため、定期的に調整を行うことを要請する。（中略）我々は、また、金融システムが経済を支え続けることを確保するためにとられた規制上及び監督上の措置を支持し、そうした取組みの連携に関する金融安定理事会（FSB）の発表を歓迎する。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（令和2年4月15日）（仮訳・抜粋）

我々はまた、金融システムが経済を支え続けることを確保するための規制監督上の措置も実施してきた。（中略）我々は、FSBに対し、引き続き金融セクターの脆弱性をモニターし、以前に合意された改革を損ねることなく国際的な規制基準に内在する柔軟性を活用しながら、メンバー国、国際機関、基準設定主体の間で規制監督上の措置の連携を図ること、及び実施された政策措置のベスト・プラクティスを共有すべくメンバーの経験を引き出すこと、を要請する。この観点から、我々はFSBのG20 向け新型コロナウイルス・レポートに示されている原則を支持する。

● G20 行動計画（令和2年4月15日）（仮訳ポイントより抜粋）

- ・ 我々は、引き続き、経済及び金融システムの安定性を支えるための金融政策及び規制上の措置に関する包括的なパッケージを実施することを誓う。
- ・ 我々は、G20 に提出された新型コロナウイルスに関するFSB報告書中の原則に則ることにコミットする。
- ・ 我々は、FSBに対し、情報を共有し、脆弱性を評価し、政策課題への対応について連携することを通じて、新型コロナウイルスへの対応に関する国際的な協力及び連携を引き続き支援すること、を要請する。

G7においても、3月以降、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。金融規制関係の主な記述は以下のとおり。

● G7 財務大臣・中央銀行総裁の声明（令和2年3月24日）（仮訳・抜粋）

今日のグローバルな金融システムは、世界金融危機後の改革により、ショックに耐え、市場機能を維持し、実体経済を支持するための資金供給を持続させることがより容易に行える状況にある。我々は、既存の国際基準に内在する柔軟性を活用して、利用可能な資本・流動性バッファを活用するために他の関連する規制当局及び監督当局と協働すること、及び実務上の課題に対処するために民間セクターと協働することを含め、金融システムが引き続き経済を支えられることを確保するため、警戒を続け、必要な措置をとる。我々は、金融機関に対し、新型コロナウイルスによって被害を受けた消費者及び企業の資金需要に対処するために、この柔軟性を活用することを奨励する。

(2) 金融安定理事会 (FSB)

FSBは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、「5原則」に則って国際協調を行うことを4月のG20報告で公表。同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長へ支援を維持するための連携を行っている。5月には、他の国際基準設定主体と連携してワークショップを開催し、新型コロナウイルス感染症への国際的な対応について、民間金融機関との意見交換を実施した。

※ 新型コロナ対応に関するFSB「5原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤時限措置の解除に際しての協調

(3) 中央銀行総裁・監督当局長官グループ (GHOS)・バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)

GHOSは、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減するため、バーゼルⅢ最終化の各国における実施時期を2022年から2023年へ1年延期した。

BCBSは、資本・流動性バッファが利用可能であることの確認や、新型コロナウイルス感染症に関する政府の特別支援措置の自己資本比率規制上の取扱い、予想信用損失会計の自己資本比率規制上の取扱いに関する経過措置の調整等についての声明を発表した。

(4) 証券監督者国際機構 (IOSCO)

IOSCOは、2020年3月25日に公表した声明において、市場機能が維持されるよう証券規制当局間で緊密に連携していくことや、各当局が市場インフラのオペレーションや強靭性等を注視していくことを宣明した。そのほ

か、以下の個別論点についても議論を進めた。

I O S C Oは、2020年4月3日にBCBSと連名で声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、2020年9月1日に予定されていたマージン規制（中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制）のフェーズ5、及び2021年9月1日に予定されていたフェーズ6の実施をそれぞれ1年延期することに合意した。この合意は、フェーズ5及びフェーズ6の実施に伴う金融機関の実務上の負担を一時的に軽減することで、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に最優先で取り組むことができるよう支援すると同時に、対象金融機関が国際的に合意された新しい適用日を着実に遵守するよう対応を促すものである。

同じく、2020年4月3日、I O S C Oは会計基準の適用に関する声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不確実性の下においても高品質な会計基準の開発、一貫した適用及び執行が重要であること、金融商品に関する国際会計基準（I F R S 9）の適用においては各当局の支援策を考慮しつつ投資家にとって重要な情報を開示すべきであること、I F R Sを策定する国際会計基準審議会（I A S B）の取組みを支持すること等を示した。

また、会計・監査・開示の分野においては、2020年5月29日、企業に対して新型コロナウイルス感染症下における適切な開示を促す内容の声明を公表し、新型コロナウイルス感染症の影響について企業が適切に開示することが重要であること、特に新型コロナウイルス感染症に関する重要な判断および見積りが含まれる際には個別具体的かつ透明な開示であるべきこと、財務情報の提出期限延長により柔軟性が得られた場合には合理的かつ支持できる判断に基づいたタイムリーかつ包括的な財務情報を提供する責任も果たすよう企業はバランスをとった対応を行うことが奨励されること、投資家及びその他の関係者は企業の置かれた状況に理解を示すことが期待されること、等を示した。

このほか、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、ファンドの流動性リスクやCCPの証拠金についての各国データを収集・分析、信用格付とプロシクリカリティについての検討等がなされているほか、当庁が議長を務めるアジア太平洋地域委員会においても、新型コロナウイルス感染症に起因する国境を越えた影響につきメンバー間で情報交換を実施している。

（5）保険監督者国際機構（I A I S）

I A I Sは、2019年11月に合意したシステミック・リスクのための包括的枠組みを活用し、新型コロナウイルス感染症が保険セクターに与える影響に焦点を絞ったリスク評価を行うこととした。また、保険当局及び保険業界の実務上の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策が優先されるよう、包括的枠組みの実施スケジュールの調整、国際資本基準（I C S）のデータ報告期限の延長等を行った。

(6) 金融活動作業部会（F A T F）

F A T Fは2020年4月1日、議長声明を公表し、社会的隔離措置等の感染症対策の観点から、新型コロナウイルス感染症拡大によって生じた新たなマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（ML/T Fリスク）を警戒しつつ、F A T F基準におけるリスクベースアプローチを柔軟に活用するよう、各国当局及び金融機関等に促した（具体的には、新技術（FinTech等）を活用した非対面での本人確認の推奨等）。またF A T Fは、4月28日、声明を発表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対日相互審査を含む、進行中の全て相互審査（各国のF A T F基準遵守状況を評価するもの）に関する手続きが一時停止し、採択が延期された（2020年12月現在、2021年6月会合での採択を予定）。更に、5月4日には、新型コロナウイルス感染症に関するML/T Fリスク及び各国の対応状況について、F A T F加盟国（F A T F型地域体加盟国含む）及びオブザーバーからの回答（計200カ国以上）などを踏まえた報告書を公表した。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたこれまでの主な対応について

資金繰り支援に係る対応等について

○ 2月7日:新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について

- ・ 金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること等を要請

○ 2月28日:金融機関との取引(資金繰り等)に係る相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を開設するとともに、各財務局に専用ダイヤルを設置

○ 3月6日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

金融機関に対し、

- ・ 事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをしてきめ細かく実態を把握すること
- ・ 既往債務について、返済猶予等の条件変更について迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関との連携も含め、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ・ 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築することを現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底すること

等を要請

- ・ 金融庁において、事業者への資金繰り支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、
 - － 特別ヒアリングによる金融機関のモニタリングの実施
 - － 金融機関に対して貸付けの条件変更等の取組み状況の報告(銀行法第24条等による報告徴求)を求め、その状況の公表など、金融機関の取組み状況を適時適切に確認していくことを周知

○ 3月13日:新型コロナウイルス感染症に伴う金融上の措置について

- ・ 保険会社等に対し、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じることを要請

- 3月19日:資金繰り支援に係るリーフレットを金融庁ウェブサイト公表の上、全国の自治体、商工団体等の各団体に配布
- 3月24日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について
 - 金融機関に対し、
 - 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要説明、必要書類の確認・提出
 - 条件変更後の継続的な資金繰り支援や経営相談に丁寧に対応、余裕をもった返済期限の繰り延べや元本返済の据え置き期間の延長等
 - 信用保証協会と積極的に連携し、セーフティネット保証制度等を活用等を要請
- 3月30日:本邦における自己資本比率規制等の実施の延期等について
 - 金融庁において、
 - バーゼルIII最終化の国内実施について、国際合意における実施時期の変更を踏まえ、本邦において、1年間延期(令和5年(2023年)3月期からの実施)を公表
 - 安定調達比率(Net Stable Funding Ratio)の国内実施について、諸外国における実施状況を踏まえ、令和2年4月以降も向こう1年間、本邦において実施しない旨を確認
- 4月7日:「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた資金繰り支援について
 - 金融機関に対し、
 - 引き続き、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。その際、貸出し後の事業者の返済能力の変化を適時適切に捉えた、据え置き期間や貸出期間等の条件変更の柔軟な対応を徹底すること
 - 「地方公共団体の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度」について、事業者への迅速かつ適切な対応を行うことが出来るよう、地方公共団体・信用保証協会等と緊密に連携を図り、業務フローの確立、人員配置、システム整備等の必要な態勢整備を進めること
 - 貸出等の条件となっている財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合であっても、これを機械的・形式的に取り扱わないこと、具体的には、①事業者の経営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応すること、②コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること、③特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること
 - 住宅ローンや個人向けローンについて、これまでの要請を踏まえ、さらに個人顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、個人向けローン等の保証業務を行っている場合においても、こうした趣旨等を踏まえ

た対応に努めること

- 日本政策金融公庫等への資金繰り相談が急増している状況を踏まえ、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること
- 生活福祉資金貸付制度に係る送金事務取扱金融機関においては、各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、緊急小口資金等の特例措置に係る送金事務手続きの迅速化に向けた対応に努めること
- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客から支払猶予等の申出を受け、一定期間猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないことを要請

○ 4月7日：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

金融機関に対し、

- 緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、『緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方』に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと
- 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと

を要請

国民の皆様に対し、

- 政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなり、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATM などの非対面による金融サービスをご利用いただくようお願い
- 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等に関して注意喚起

○ 4月7日：生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置に係る送金事務手続きの迅速化に向けた協力依頼

- 生活福祉資金送金事務取扱金融機関に対し、緊急小口資金等の相談受付から送金までの事務処理等に一定の時間を要している場合も見受けられることから、各都道府県社会福祉協議会による依頼に基づいて送金事務を取り扱う金融機関におかれれば、送金事務手続きの迅速化のために各都道府県社会福祉協議会からの相談に応じ、適時適切に対応を検討いただくことを依頼

- 4月7日等:新型コロナウイルスに乗じた犯罪等に関する注意喚起を実施
 - 大臣談話において、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付け等について注意喚起を実施(4月7日・4月16日・5月4日・5月14日・5月25日)
 - 金融庁ウェブサイトにて啓発ウェブページを掲載(4月7日掲載、4月22日更新)するとともに、預金取扱金融機関に対して周知(4月23日)

- 4月10日:新型コロナウイルス感染症に関する保険約款の適用について
 - 保険会社等に対し、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置の検討を要請

- 4月14日:生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置についての労働金庫での貸付け申請書の取次に係る業務への協力要請について
 - 全国労働金庫協会に対し、生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金に係る貸付申請書の受付と都道府県社会福祉協議会への送付までの業務に関して、各労働金庫が当該業務を実施していただくとともに、各都道府県社会福祉協議会との間での速やかな委託業務契約の締結等を円滑に進められるよう協力していただくことを要請

- 4月16日:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた手形・小切手等の取扱いについて
金融機関に対し、
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮することを要請

- 4月21日:日本政策金融公庫等との更なる連携の強化について
金融機関に対し、
 - 日本政策金融公庫等は、その融資が実施されるまでの間のつなぎとして民間金融機関が実施した融資について、事業者と民間金融機関が日本政策金融公庫等への借換えを希望した場合、可能な限り借換えに応じることとしている。これを踏まえ、民間金融機関として、つなぎ融資等の事業者への資金繰り支援を積極的に実施すること
 - 上記の資金繰り支援の取組みが円滑に進むよう、民間金融機関は、日本政策金融公庫等と民間金融機関のこれまでの連携事例等も参考にしつつ、各地域において、

日本政策金融公庫等の各支店と、融資実行等について密接に連携を図ることを要請

○ 4月23日:特別定額給付金(仮称)事業の円滑な執行への協力について

金融機関に対し、

- 本事業の円滑な執行に関し、今後、総務省及び各市区町村等と連携の上、積極的な対応に努めること
- 特別定額給付金(仮称)の給付を装った詐欺等の被害防止のため、広報誌等既存の媒体の活用等による広報啓発活動の実施

を依頼

○ 4月24日～28日:業界紙(日経産業新聞・観光経済新聞・日経流通新聞・日刊工業新聞)に事業者・個人向けリーフレットを掲載

○ 4月27日:今後の事業者の資金繰り支援について(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話、梶山経済産業大臣談話)

金融機関に対し、

- 実質無利子・無担保の融資制度に基づく資金供給を迅速かつ適切に行い、事業者への資金繰り支援を徹底すること
- その際、事業者の利便に鑑み、制度融資の実施に当たっては、「金融機関ワンストップ手続き」を推進し、各種手続きの一元化・迅速化を進めること
- 資金繰りが逼迫している事業者の実情を踏まえ、こうした制度融資をはじめとする金融機関融資や、各種給付金の支給等が行われるまでの間に必要となるつなぎ融資等を積極的に実施すること
- 5月2日から6日の連休中も、必要な店舗を開いて、事業者からの相談に応じる態勢を整備すること

等を要請

○ 5月1日:民間金融機関による実質無利子・無担保融資の開始について公表

金融庁において、

- 政府として、事業者への資金繰り支援を更に徹底する観点から、実質無利子・無担保の融資について、都道府県等の制度融資を活用して民間金融機関にも対象を拡大する等の措置を講じたこと
- 令和2年度補正予算の成立を受け、各都道府県等において、順次本制度が開始されること
- 金融機関を一元的窓口として、ワンストップで効率的に各種手続きを行うことで、迅速な融資実行を推進すること

を公表

- 5月1日:ゴールデンウィーク(5/2~5/6)の新型コロナウイルス感染症に係る金融機関の融資相談窓口について公表
- 5月7日:持続化給付金の支給に伴うお願いについて
 - 金融機関等に対し、当面の間、売上の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、事業者の事業継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、事業者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うことを依頼
- 5月8日:家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について
金融機関に対し、
 - 家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対して、今回導入された実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること
 - ホテル、レジャー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等に対して、新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施すること
特に、オーナー等がテナント等に対して例えば一定期間の家賃の減免・支払猶予等を行っている場合には、金融機関として、当該家賃の減免・支払猶予等に対応する期間について、融資の減免・返済猶予等(元本据置き・返済期限の延長等)を行うなど、条件変更等の迅速かつ柔軟な実施を徹底すること
 - 既往債務について、返済猶予等の条件変更にあたって発生する手数料・違約金等について顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うことを要請
- 5月8日:賃料の支払いに係る事業者等への配慮について
 - 投資法人等から資産運用委託を受けている投資運用業者に対し、投資法人等との賃貸借契約先であり、かつ賃料支払いが深刻な課題となっているテナントに対しては、賃料の減免もしくは賃料の支払いの猶予に応じるなど、必要に応じ投資者に対する説明責任を果たしつつ柔軟な措置の実施を検討することを要請
- 5月22日:「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」を更新
(公表日:3月27日 更新日:4月20日、5月22日)
- 5月27日:今後の事業者の資金繰り支援について(麻生金融担当大臣談話)
金融庁において、

- 新型コロナウイルス感染症の拡大前に正常先と認識していた事業者については、引き続き同一の評価とすることについて、金融機関の判断を尊重する
- 各民間金融機関におけるプロパー融資残高等を分析し、政策金融機関等の融資・保証の実施状況を参照しつつ融資残高が減少傾向にないかなど、事業者への資金繰り支援の状況をヒアリングする
- 資本金借入金を積極的に活用すべきことを、改めて確認するとともに、監督指針においても明確化する

ことを確認・周知

○ 5月27日:新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について(住宅ローン等に係る条件変更)

金融機関に対し、

- 住宅ローンのボーナス払いを設定している顧客からの返済猶予の相談が寄せられることが見込まれるため、十分な期間の元本据え置きなど、顧客のニーズに応じた条件変更の速やかな実施や、条件変更時の手数料の無料化といった支援を積極的に行うこと
また、条件変更等に当たっては、顧客のニーズを十分に踏まえ、具体的に考えられる条件変更等の内容を金融機関側から提案するなど、積極的な対応を行うこと
- 顧客が相談しやすいよう、専用ダイヤルや休日を含めた相談窓口の積極的な周知に取り組むこと
- その他の個人ローンについても、積極的に相談対応を行い、顧客ニーズを十分踏まえた条件変更を行うこと

等を要請

○ 5月28日:政府広報 TVCM において「資金の相談に関するお知らせ」を放送開始し、民間金融機関における実質無利子・無担保融資、住宅ローンに関する返済猶予等の条件変更に係る広報を実施

○ 6月2日:YouTube において、「資金繰りにお困りの事業者の方に金融庁からのお知らせです」の動画配信を開始し、民間金融機関における実質無利子・無担保融資、優良な取組み事例の公表に係る広報を実施

○ 6月8日:学生支援緊急給付金の支給に伴うお願いについて

- 金融機関に対し、当面の間、収入の回復が見込めない場合や条件変更をしている場合であっても、債務者の修学継続に支障を来すことがないよう、担保の設定や差押えの判断にあたっては、債務者の置かれている状況等を踏まえ、特段の配慮を行うことを依頼

○ 6月10日:新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた事業者の資金繰り支援について

官民の金融機関に対し、

- 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、既に融資を実施した事業者から再度の融資相談も想定されることから、今般の補正予算における拡充内容も踏まえ、丁寧な対応を行うこと
- 持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金といった各種給付金の支給等までの間に必要となる資金も含め、事業者の実情に応じ、迅速かつ積極的に支援に取り組むこと

等を要請

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたこれまでの主な対応について

金融機関等の業務継続体制について

- 2月7日:新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について
 - 金融機関に対し、新型コロナウイルス感染症への感染対策の実施に加え、従業員に対する注意喚起や職場の清掃・消毒を徹底するとともに、従業員の健康状態の確認や、従業員が発症した場合の対処に万全を期すこと等を要請

- 2月19日:新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に係る対応について
金融機関に対し、
 - 厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」における従業員の休暇取得に係る環境整備
 - 時差出勤、テレワーク等を活用するなどの従業員の感染機会を減らすための工夫を要請

- 2月25日:「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえた対応について
金融機関に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を十分に踏まえ、
 - 国や地方公共団体から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集
 - 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底等
 - 患者、感染者との接触機会を減らす観点から、発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、時差出勤、テレワーク等の積極的な推進
 - イベント等の開催について、現時点で一律の自粛要請は行わないものの、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討等を要請

- 3月30日:「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえたBCP対応に係る留意事項
金融機関、東京証券取引所等及び日本公認会計士協会に対し、
 - 役員等の経営機能の維持のための体制の構築(電話会議、輪番体制等)
 - 権限者に事故等があった場合の代行・委任順位等の規程整備・再点検等
 - 重要業務の特定・既存業務の縮小に向けた対応等
 - 本部・支店重要業務部署のスプリット勤務体制(建屋・フロアの分散等)の構築
 - システムセンター等の重要システムの維持・継続体制の構築
 - 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の積極的な推進

- 顧客対応の即応性、継続性の観点からの定期人事異動の柔軟な対応等
- 感染者発生時の迅速な初動対応等（営業再開体制の構築（保健所等との連携、顧客対応体制、感染に関する公表、臨時休業時の代替措置、消毒対応等））
- 緊急事態発生時を含め当局への密な報告・連絡

を要請

○ 4月7日：新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）

金融機関等に対し、

- 緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、『緊急事態宣言の対象地域における金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方』に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと
- 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくこと

を要請

国民の皆様に対し、

- 政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなり、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATM などの非対面による金融サービスをご利用いただくよう依頼

○ 4月10日：店頭での感染防止に向けた留意事項

- 金融機関に対して、特に、来店者が集中することが予想される特定の日がある場合には、感染リスクが高まることを考慮し、店頭等における感染防止策の一層の徹底を図ることを要請

○ 4月13日：出勤者7割削減を実現するための要請について

- 金融機関に対して、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組むことを要請

- 4月 16 日:緊急事態措置の対象区域が全国に拡大されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 4日:緊急事態措置を実施すべき期間が5月 31 日までに延長されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 14 日:緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)」を公表
- 5月 25 日:新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態解除宣言を踏まえた今後の対応について(麻生金融担当大臣談話)
 - 金融機関等に対し
 - 緊急事態解除宣言後も、政府や都道府県の方針・要請等に従い、感染拡大防止に努めるとともに、事業者等の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、業務の継続について適切な対応に努めること
 - 取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、業務の継続について適切な対応に努めること

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(概要)

設置趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの上場企業等において、大幅な売上げの減少や、将来の業績見通しが立てられない状況なども生じるおそれがあること。
- 今後の決算作業や監査にあたっては、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、
 - ・ 政府の緊急経済対策が予定されていること等も考慮に入れた上で、柔軟に判断するなど、企業情報の開示を適切に行っていただくこと
- 上記を踏まえ、3月決算企業の決算・監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため、設置。

開催実績

※電話会議にて開催

- 第1回 : 2020年4月 3日(金) 各団体における取組状況を説明
- 第2回 : 2020年4月10日(金) 今般の「緊急事態宣言」の発令及び緊急経済対策を踏まえた足もとの認識等を共有
- 第3回 : 2020年4月15日(水) 株主総会の運営等に関する声明を公表
- 第4回 : 2020年4月24日(金) 投資家の認識等を共有
- 第5回 : 2020年5月 8日(金) 緊急事態宣言の延長を踏まえた現状認識を共有
- 第6回 : 2020年5月14日(木) 緊急事態宣言の延長を踏まえたメンバーの取組を共有
- 第7回 : 2020年5月25日(月) 企業情報の開示に関する要請文及び各メンバーの取組を共有
- 第8回 : 2020年6月18日(木) 企業情報の開示や株主総会の動向等を共有
- 第9回 : 2020年7月 2日(木) 四半期報告書における企業情報の開示、連絡協議会の振り返りを共有

メンバー

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 東京証券取引所 • 企業会計基準委員会(ASBJ) • 日本経済団体連合会 • 日本公認会計士協会(JICPA) • 日本証券アナリスト協会 | <ul style="list-style-type: none"> (オブザーバー) • 法務省 • 経済産業省 • 全国銀行協会 | <ul style="list-style-type: none"> (事務局) • 金融庁 |
|--|--|--|

連絡協議会で共有された主な事項①

公表日	公表主体	概要
3/18	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)」を公表</p> <p>実地棚卸の立会等、監査手続の実施が困難な場合の代替手続等についての留意事項を通知。</p>
4/3	連絡協議会	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」の設置</p>
4/10	企業会計基準委員会	<p>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表</p> <p>会計上の見積りに関し、一定の仮定を置き最善の見積りを行った結果が事後的な結果と乖離しても会計上の誤りには当たらないこと、用いた仮定を具体的に開示する必要があること、などを明確化。</p>
4/10	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」を公表</p> <p>同日公表の企業会計基準委員会の「考え方」を踏まえ、会計上の見積りに関する監査上の留意事項を通知。 【別紙③】</p>
4/14	金融庁	<p>有価証券報告書等の提出期限の一律延長の公表</p> <p>有価証券報告書・四半期報告書等の提出期限を本年9月末まで一律延長することとし、内閣府令を改正する旨を公表。(→ 4月17日、改正内閣府令を公布・施行。)</p>
4/14	東京証券取引所	<p>上場会社に対する決算発表日程再検討の要請</p>
4/15	連絡協議会	<p>声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」の公表</p> <p>株主総会の運営に関し、日程の後ろ倒しや株主総会の継続の手続も含め、柔軟かつ適切な対応を求める旨を声明として公表。</p>
4/15	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その3)」を公表 (連絡協議会の声明文を周知)</p>
4/22	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その4)」を公表</p> <p>政府や地方自治体の要請等により営業を停止した場合の固定費等の会計処理並びに銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当に関する留意事項を通知。</p>

連絡協議会で共有された主な事項②

公表日	公表主体	概要
4/24	経済産業省	大臣談話「企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表 企業に対し、株主総会の延期や継続会の開催を検討するよう要請。
4/28	金融庁・法務省 経済産業省	「継続会(会社法317条)について」を公表 継続会開催に当たっての留意事項を明確化
4/28	法務省・ 経済産業省	「株主総会に係るQ&A」を更新 株主総会の開催にあたって、オンラインで開催する場合のQ&Aを追記
4/28	日本経済団体 連合会	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル」を公表 株主総会を原則オンラインで開催する場合の招集通知のひな形などを公表
5/1	法務省	「商業・法人登記事務に関するQ&A」を公表 株主総会を延期する場合、継続会開催の場合における改選期にある役員及び会計監査人の任期についての考え方を明確化
5/8	日本公認会計士 協会	「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)」を公表 監査範囲の制約による限定付適正意見などの取扱いを明確化。
5/11	企業会計基準 委員会	議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方(追補版)」の公表 4/10に公表した留意点を踏まえて行った会計上の見積りに関する開示の考え方を明確化。
5/12	法務省	「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」を公表 株主総会の招集通知において書面による提供が求められていた単体計算書類につき、ウェブ開示によるみ なし提供を可能とすべく緊急的かつ時限的な措置として、会社法施行規則等を改正する予定である旨公表。
5/21	金融庁	「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」を公表 有価証券報告書の財務情報および非財務情報の双方において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する、 具体的かつ充実した開示が強く期待されること等を内容とする要請文を公表。

連絡協議会で共有された主な事項③

公表日	公表主体	概要
5/22	経済産業省	<p>「株主の皆様へのお願い～定時株主総会における感染拡大防止策について～」を公表 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年とは異なる状況での開催となること、事前の議決権行使を積極的に利用すること、株主総会への来場は原則控えてほしいこと、などにつき、株主へ理解を求める要請文を公表。</p>
5/29	金融庁	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A –投資家が期待する好開示のポイント–」を公表</p>
6/26	企業会計基準委員会	<p>議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」の公表 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期決算における開示の考え方の明確化。</p>
6/30	日本公認会計士協会	<p>「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6)」を公表 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期レビューでの留意事項を周知。</p>
7/1	金融庁	<p>「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示」の公表 四半期報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されることを要請</p>
7/2	連絡協議会	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応(骨子)」の公表 メンバーによる主な対応に加え、以下の点を記載。 ・感染拡大のピーク時を含め、クラスターの発生等の大きな混乱はなく、企業決算・監査業務等を進めることができたことを評価 ・今後、基準日変更を検討する企業があれば、後押しすることや、企業決算・監査等に係るデジタル化の推進など、実務上の中長期的な課題への対応は、引き続き関係者と議論 ・本連絡協議会は、7月2日の会合にて一区切りとし、万が一状況の変化があった場合は再開</p>

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について



2020年4月14日
2020年4月22日更新
金融庁

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、今後、3月決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されます。

○ こうした状況を踏まえ、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等（注）の提出期限について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長しました。

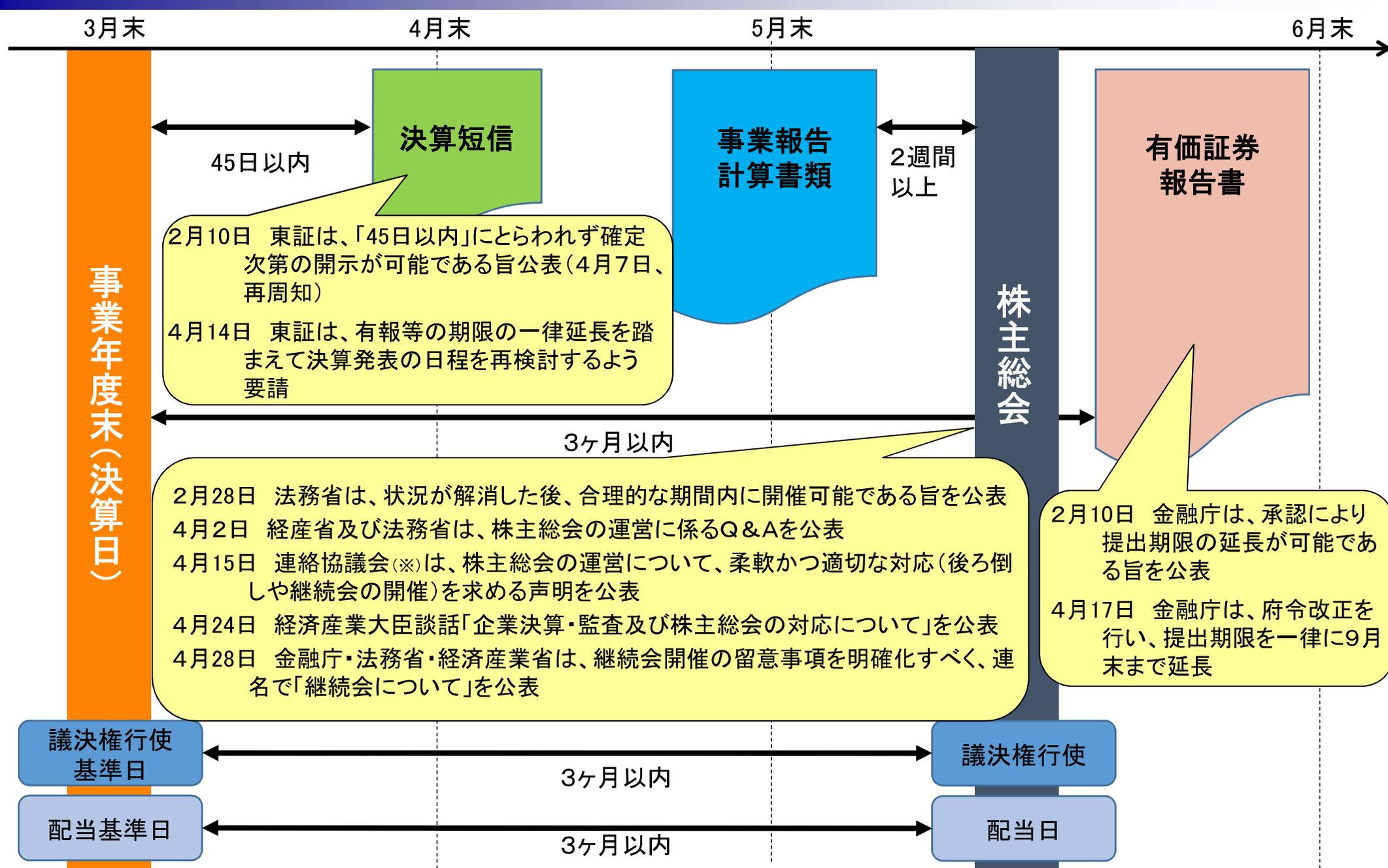
（注）有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書、親会社等状況報告書、外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書等を含みます（それぞれ、2020年4月20日から同年9月29日までの期間に提出期限が到来するものが対象です。例えば、12月決算の場合、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書の提出期限がともに本年9月末まで延長されます。）。また、本改正に伴い、有価証券報告書等と併せて提出される内部統制報告書と確認書の提出期限も、本年9月末まで延長されます。

リンク先→「[企業内容等の開示に関する内閣府令等](#)」の一部改正について

○ 提出期限の確定しない報告書である臨時報告書については、新型コロナウイルス感染症の影響により作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われることとなります。

お問い合わせ先
金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
企画市場局企業開示課(内線3805、3896)
※具体的なご相談は、提出先の各財務局へお問い合わせください。

年度決算に係る開示日程の例（3月決算）と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な対応



※ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」(4/3設置)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会（2020年4月15日公表）】

- **新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会は、4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表**
- **新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、3月期決算業務と監査業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている中で、関係者におけるこれらの業務及び株主総会の対応の在り方を提示**

主なポイント

企業・ 監査法人

- 有価証券報告書等の提出期限を9月末に一律に延長する内閣府令の改正等を踏まえ、従業員等の安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査業務を遂行

企業

- その際、企業は、**株主総会の運営**に関し、以下の点を踏まえつつ対応
 - オンライン等での開催を含む株主総会運営に係るQ&A（2020年4月2日、経済産業省・法務省公表）を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討
 - 会社法上、定時株主総会の日程を後ろ倒しにすることは可能
 - 当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば以下の手続も考えられる
 - ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催して続行の決議を求める
（当初の株主総会では、取締役選任等を決議するとともに、計算書類・監査報告等は、継続会において提供する旨を説明）
 - ② 決算・監査業務の完了後直ちに計算書類・監査報告等を株主に提供し、**当初の株主総会の後、合理的な期間内に継続会を開催**
 - ③ 継続会において、計算書類・監査報告等について十分な説明を尽くす
（継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなど、株主に十分な周知を図る）

投資家

- 長期的視点からの財務の健全性確保や必要性に留意するとともに、上記対応への理解

金融庁・法務省・経済産業省連名による「継続会（会社法317条）について」の公表

○ 金融庁・法務省・経済産業省は、4月28日、連絡協議会（※）において示された株主総会対応のうち、**継続会の開催に当たっての留意事項を示すガイダンス**（「継続会（会社法317条）について」）を公表

（※）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

趣旨

- 継続会は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中において、剰余金の配当基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保されるために、採用されるもの

1. 継続会開催の決定

- 当初の定時株主総会時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項を議長に一任する決議も許容される。この場合、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る

2. 取締役及び監査役の選任

- 当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するために、既に公表した四半期報告等を活用して、一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧に説明を行うことが求められる

（※）任期が今期の株主総会の終結時までとされる取締役等について、当初の株主総会時点において改選の必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる

3. 剰余金の配当

- 当初の定時株主総会で剰余金の配当決議を行う場合（※）**最終事業年度である2019年3月期の確定した計算書類に基づき算出される分配可能額の範囲内でこれを行うことが可能**（※）当該行為の効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前に限る
- この場合、2020年3月期の決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益と考えられる

4. 合理的期間

- 当初の定時株主総会と継続会との期間は、決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容される。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、**3ヶ月を超えないことが一定の目安**になるものと考えられる

5. 事務遂行の在り方

- 本件に関する決算や監査業務の遂行に当たって書面の押印を求めるなどの慣行は見直されるべき

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の公表概要

- 企業会計基準委員会が公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」（2020年4月10日、5月11日追補）を踏まえ、金融庁から、有価証券報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、具体的かつ充実した開示が強く期待されることを要請（2020年5月21日公表）

要請文の主な内容

（1）財務情報における追加情報の開示

- 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、企業会計基準委員会が公表した議事概要（2020年4月10日公表（※1）、5月11日追補（※2））を踏まえ、財務情報（追加情報の注記）において具体的に開示することを強く期待

※1 2020年4月10日 議事概要（抜粋）

（4）最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況下における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。

※2 2020年5月11日 追補版（抜粋）

上記の（4）の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる。

（2）非財務情報（記述情報）の開示

- 内閣府令改正により本年3月期から充実した記載が求められる非財務情報（記述情報）において、新型コロナウイルス感染症の影響についても充実した開示を行うことを強く期待

（3）有価証券報告書レビューによる対応

- 有価証券報告書に対する審査（有価証券報告書レビュー）について、元々審査対象としていた非財務情報には新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれるほか、上記の財務情報の開示も審査対象

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A」の概要

- 新型コロナウイルス感染症の広がり、多くの上場企業等の経済活動に影響を与えており、こうした不確実な経営環境の下、**経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要**
- 「記述情報の開示の好事例集」（2019年12月最終更新）の取りまとめにご協力いただいた投資家・アナリストの意見を踏まえ、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について **投資家が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表**（2020年5月29日公表）

1. 位置づけ

- 本Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月公表）に沿っており、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的
- 本Q&Aは、**新たな開示事項を加えるものではないが、これを参考に、充実した開示が行われることを強く期待**



2. Q&Aに収録した項目

- Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- Q2 事業等のリスク
- Q3 事業等のリスクの対応策
- Q4 経営者による財政状態、経営成績及キャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）
- Q5 キャッシュ・フロー分析
- Q6 会計上の見積り
- Q7 監査役等の活動状況
- Q8 役員報酬
- Q9 政策保有株式
- Q10 将来情報における事後的な事象の変化に係る開示の考え方

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A

Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載内容

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、

- 経営環境において、新型コロナウイルス感染症の影響について記載する必要があるか。
- 現状の経営環境を踏まえ経営方針・経営戦略等を見直す場合における開示の留意事項は何か。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がない場合は、追加の説明は不要か。

（解説）

- ▶ 有価証券報告書における経営方針・経営戦略等については、背景となる「経営環境についての経営者の認識の説明」を含めて記載することが求められています。
- ▶ 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが望まれます。また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるよう、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが望まれます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の広がり、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって異なるものと考えられます。このため、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれます。
- ▶ 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可能性があるかについての経営者の認識も記載することが期待されます。
- ▶ 現状の経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれます。また、KPIの変更が必要となる場合には、新しいKPIを示すだけでなく、その変更理由についても具体的に記載することが期待されます。
- ▶ 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待されます。

「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の概要

- 本年6月26日、企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が更新され（4月10日公表、5月11日追補、6月26日更新）、四半期決算における考え方が示されたことを踏まえ、金融庁から、四半期報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されることを要請（2020年7月1日公表）

要請文の主な内容

（1）四半期報告書の提出期限

- 4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書等について、企業側が個別の申請を行わなくとも、その提出期限を一律に9月末まで延長

（2）財務情報（追加情報）の開示

- 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、6月26日に企業会計基準委員会から更新された議事概要等を踏まえ、四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されること。

※ 2020年6月26日 議事概要 更新版（概要）

- 四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる。
- 前年度の財務諸表において当該仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行っていないときも、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい。

（3）非財務情報（記述情報）の開示

- 内閣府令では前事業年度の有価証券報告書から重要な変更があった場合、当該変更の具体的な内容を四半期報告書において記載することが求められていること

（4）有価証券報告書レビューによる対応

- 四半期報告書の財務情報（追加情報）及び非財務情報における当該開示についても、有価証券報告書レビューの一環として、必要に応じて確認すること

令和2年4月7日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた
金融システム・金融資本市場の機能維持について
(麻生金融担当大臣談話)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本日（令和2年4月7日）、緊急事態宣言が出されたところです。

(金融機関等に対する要請)

緊急事態措置の対象区域の金融機関においては、政府や都府県の方針・要請に従い、感染拡大防止に努めて頂くとともに、こうした状況下においても、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、別紙の基本的な考え方に基づき、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくよう要請します。

また、取引所等においても、同様に、市場機能の維持の観点から、必要業務の継続について適切な対応に努めていただくよう要請します。

(国民の皆様へのお願い)

緊急事態措置が実施された後も、銀行等は、店舗を開いて、事業者の資金繰り支援を始め、預貯金・為替・手形・送金・融資・ATM等の顧客対応業務を継続することとなっています。

加えて、我が国の金融システムは安定しており、金融庁としては、今後、いかなる状況においても、金融システム及び金融資本市場の機能に重大な支障が生じることのないよう、金融機関や取引所、日本銀行や関係省庁、都府県等と十分な連携を取り、適切に対応してまいりますので、国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願い申し上げます。

また、政府の緊急事態宣言や都府県の要請における感染拡大防止の趣旨を踏まえ、金融機関においては不要不急の対面での手続を極力控えることとなります。国民の皆様におかれましては、可能な限り、インターネット、コールセンター、ATMなどの非対面による金融サービスをご利用いただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や違法な貸付等が懸念されるため、関係機関とも連携して対応に努めていきますが、国民の皆様におかれましては、ご注意願います。

緊急事態宣言の対象地域における 金融機関の対顧客業務の継続に係る基本的な考え方

○基本的な考え方

政府や都府県の要請に従って感染拡大防止に最大限努めると同時に、事業者の資金繰り支援を始め、国民の経済活動をサポートする金融機能の維持や顧客保護の観点から必要な金融業務（下記の「業種ごとの考え方」を参照）を継続する

- 預金取扱金融機関については、店舗を開いて顧客対応業務（預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等）を継続する
- 顧客接点を持たずとも継続可能な業務については、極力対面による金融サービスの提供を避け、リモート機能（インターネット、コールセンター、ATM等）を活用した非対面による金融サービスの提供を行う
- 店舗等への職員の出勤は必要最小限にとどめる
- リモート機能を活用し職員の出勤を伴わない業務について自粛する必要はないが、その結果、顧客等の対象地域内における移動を伴うことがないように留意する
- 各金融機関の本店・店舗等において、顧客や職員の十分な距離を確保するなどの感染拡大防止の工夫を行う

○業種ごとの考え方

【預金取扱金融機関】

- 銀行等は、店舗を開いて、必要な人員で顧客対応業務（預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等）を継続する
- 銀行等は、事業者等支援のための各種施策における地方公共団体や日本政策金融公庫等との必要な連携を実施する

【預金取扱金融機関以外の金融機関】

- 保険会社、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者は、保険金支払い（契約者貸付を含む）、株式、債券、為替等に係る取引等の必要な業務を継続する。その際、可能な限り、ネット、コールセンター、営業店の電話等のリモート機能を活用することとし、職員の出勤は必要最小限にとどめる
- 上記以外の業種の金融機関は、原則として業務をネット、コールセンター、ATM などリモート機能を活用し継続する

○留意事項

- 資金繰りやその他の相談対応は必要な人員で継続する
- 窓口業務を継続する場合でも、投信販売、保険の引受などの金融商品の取扱いについては、基本的に既存契約の解約や換金に対応するために必要な人員を配置することとし、新規契約については、リモート機能の活用を基本とする
- 重要システムの機能維持に係る保守管理を委託するシステムベンダーや、現金輸送等を行う警備会社など、重要業務を継続する上で必要となる業務委託先との調整を実施する
- 街頭やセミナーを含む対面の広告宣伝活動は自粛する
- トレーディング等の市場業務については必要な人員で継続する

－以上－

麻生金融担当大臣談話（令和2年3月24日(火)）
（適正な市場機能と取引の公正の確保について）

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、世界の金融・資本市場に不安定な動きが見られる。金融庁においては、年度末を迎えている中、こうした相場の不安定さを増幅させることや不正行為が行われることがないように、警戒水準を高めて市場の動向を注視していく。
- 日本においては、リーマンショック時の対応も踏まえ、これまでに、取引の公正を確保する観点から、株の手当のない空売りの禁止、価格の大幅下落時における直近の約定価格以下での空売りの禁止、空売りポジションの報告・公表等の恒久措置が設けられている。
また、取引所において、現物株の1日の価格制限（ストップ安）や、先物取引の一時中断（サーキットブレーカー）といった相場急変防止措置が設けられている。
- 金融庁においては、こうした制度を適切に運用するとともに、証券取引等監視委員会や取引所とも連携して、空売り規制等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処していくこととする。
- さらに、金融庁においては、引き続き市場の動向を注視する中で、取引の公正確保等の観点から、追加的な措置が必要と認められる場合には、迅速に対応していきたい。

(以上)

東証上会第217号
2020年2月10日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、グローバルな経済活動に大きな影響を与えており、中国に主要な事業拠点や取引先を有している場合をはじめ、上場会社の皆様の事業活動にも、今後少なからず影響が及ぶことが懸念されはじめております。

こうした状況を踏まえ、当取引所では、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に関する適時開示実務上の取扱いを整理いたしましたので、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にご周知いただき、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1. 決算及び四半期決算の内容の開示

通期の決算内容及び四半期決算内容につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続き等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定次第にご開示いただくことで差し支えありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）の適時開示をご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書又は四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となりますのでご注意ください。

2. 事業活動等への影響に関する開示

このたびの新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響は、投資者の投資判断及び株式等の価格形成にも影響を与えることが見込まれます。

当取引所におきましても、市場における売買取引の監視等を通じて取引の公正性確保に努めておりますが、不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、役職員や取引先その他の関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、可能となった時点では、速やかにかつ積極的に、影響等に係る情報開示をご検討ください。

3. 業績予想に関する開示

今般の新型コロナウイルス感染症が事業活動及び経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積もりが困難となった場合や、開示済みの業績予想の前提条件に大きな変動が生じた場合などにあっては、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後に合理的な見積もりが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられます。

4. その他

これらのほか、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、重要な会社情報の適時開示等につきお困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

また、本日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」が金融庁ホームページに掲載されておりますので、あわせてご参照ください。

お問い合わせ先：(株) 東京証券取引所 上場部 開示業務室 050-3377-7698
--

以 上

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針の概要

<p>上場会社を 対象とした 対応</p>	<p><適時開示></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関して、適時・適切な開示を要請 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「業績予想」：前提条件や修正時の理由等に関する記載の充実 ➢ 「決算短信」：リスク情報の積極的な開示 (周知済み：決算発表時期の柔軟化及び影響判明時の適時開示、株主総会の基準日変更の場合の留意事項) <p><上場廃止></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「債務超過」：新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過となった場合を想定し、上場廃止基準における改善期間を延長（1年→2年）（※） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 指定替え基準においても、1年間の改善期間を設定 ● 「意見不表明」「事業活動の停止」：新型コロナウイルス感染症の影響による場合は対象外
<p>上場候補会社 を対象とした 対応</p>	<p><上場審査></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「企業の継続性及び収益性等」：新型コロナウイルス感染症の影響が事業計画に適切に反映されているかどうかを審査（一時的な業績悪化は勘案して審査） ● 「企業内容等の開示の適正性」：新型コロナウイルス感染症の影響が適切に開示書類（リスク情報・業績予想等）に反映されているかどうかを審査 ● 「限定付適正意見」：実地棚卸の立会や事業所の往査が困難な場合における申請直前期の限定付適正意見を容認（※） ● 「再審査時の審査料」：新型コロナウイルス感染症の影響で上場承認に至らなかった場合の再審査料は免除

（※）2020年3月期から適用することを想定（速やかに制度改正手続きに着手）

東証上会第641号
2020年4月7日

情報取扱責任者 各位

株式会社東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

緊急事態宣言の発令を踏まえた適時開示実務上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、本日付で、政府により緊急事態宣言が発令されましたが、当取引所市場における株式等の売買は、通常どおり行う予定としております（上場会社代表者の方にも東証上場第17号「緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いについて」によりご通知申し上げます。）。

今般の緊急事態宣言の発令を踏まえ、当面の適時開示実務上の取扱いについて、下記のとおり、お知らせいたします。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にもご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 重要な会社情報の適時開示

- 当取引所におけるT D n e t（適時開示情報伝達システム）を通じた適時開示の業務は、通常どおり行っております¹。
- 役職員その他の関係者の皆様の健康及び安全を確保いただいたうえで、重要性の高い会社情報について適時・適切に情報開示を行うことができるよう、必要な社内体制の確保にお努めくださいますようお願いいたします。
- 適時開示等の実施に関連して、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

2. 決算内容の開示

- 通期及び四半期の決算内容については、「45日以内」との慣行にとらわれず、確定次第に開示いただくことで差し支えありません。足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、感染防止を最優先いただいたうえで、適切な決算手続き及び決算内容の開示を行うことができるようご配慮いただき、決算発表日程の再検討をお願いいたします²。

¹ 東証担当者との連絡方法については、「3. 東証担当者との連絡」のとおり、変更しておりますので、ご注意ください。

² T a r g e tを通じてご連絡いただいている決算発表予定日の変更が必要となった場合（「未定」にご変更いただく場合を含みます。）には、その旨の変更登録をお願いいたします。また、決算発表が大幅に遅れる見込みとなった場合には、その旨の開示をご検討ください。

- 今般の感染症拡大の影響により、会計上の見積りが困難な場合など、会計処理や注記内容等に慎重な検討が必要となる場合には、会計監査人とも緊密に連携のうえ、決算内容を確定するようにしてください。
- 決算の確定作業の過程において、「売上高」や「営業利益」などの投資判断上重要な財務指標につき、公表済の業績予想の数値と集計された実績数値に大幅な乖離が判明した場合³や、公表済の配当予想の額を変更することとなった場合は、決算内容の確定に先立って、「業績予想の修正」又は「配当予想の修正」の適時開示をご検討ください。

3. 東証担当者との連絡

- 今般の感染症の拡大を踏まえ、当取引所では、対面による相談等に代えて、電子メール等によりご質問・ご相談に対応しております。
- 事前相談をあらかじめ要請している事項⁴や提出書類の確認を含め、ご相談やご質問につきましては、まずは、電子メールによりご一報ください（連絡先等の詳細は、本年3月3日付「テレワーク支援のためのTDnet臨時IDの発行等について」（東証上会第376号）別紙2をご参照ください。）。
- 今後、当取引所から情報取扱責任者の皆様又は上場会社のご担当者の皆様へのご連絡にあたり、在宅勤務等の事情から平常時の担当者と異なる者が対応させていただく場合があるほか、状況により、届け出いただいている緊急連絡先（携帯電話等）にご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関連する適時開示実務上の取扱い等については、上記のほか、これまでにお知らせした内容もあわせてご参照ください。

【添付資料】

- ・（参考）新型コロナウイルス感染症に関する上場会社宛通知一覧

【本通知に関するお問合せ先】

（株）東京証券取引所 上場部 開示業務室

Email: jojo@jpx.co.jp

※ メールによりご連絡を頂戴する際には、ご連絡先の電話番号をご併記ください。

³ 経常利益や親会社株主に帰属する当期純利益等の数値が確定する前であっても、売上高や営業利益の乖離が判明した場合に、判明した内容を適切な注記を施して先行して開示することも考えられます。

⁴ 「会社情報適時開示ガイドブック2018年8月版」52ページ「(2) 事前相談の要否・時期の確認」参照

東 証 上 場 第 1 7 号
2 0 2 0 年 4 月 7 日

上 場 会 社 代 表 者
上 場 外 国 会 社 代 理 人 各 位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いについて

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、政府より4月8日から緊急事態宣言の効力が発動する方針が公表されましたが、当取引所市場における株式等の売買は、明日以降も通常どおり行う予定でございます。当取引所では、今後も市場動向を注視するとともに売買監視を徹底するなど市場の信頼性確保と安定的な市場運営に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

あわせて、上場会社の皆様方におかれましては、役職員その他の関係者の皆様の健康及び安全を確保いただいたうえで、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示に、引き続きご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、今般の新型コロナウイルスが上場会社の皆様の事業活動や経営成績に与える影響の不確実性が増大するなか、緊急事態宣言に伴って要請される業務縮退等もあり、決算作業や監査手続きに支障が生じる場合もあるものと拝察いたします。すでに、決算発表については、「45日以内」の慣行にとらわれず、確定次第の開示をご依頼申し上げますが、足元の状況を踏まえ、決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には、当初のスケジュールにかかわらず、決算発表日程の再検討をお願いいたします。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所（上場部）までお問い合わせください。

なお、2022年4月の新市場区分への移行に向けた現行制度の一部改正手続きにつきましては、今般の緊急事態宣言の解除後の再開を予定しております。

以 上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141 (代表)

東 証 上 場 第 2 0 号
2 0 2 0 年 4 月 1 4 日

情 報 取 扱 責 任 者 各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

「有価証券報告書等の提出期限の延長」に伴う決算発表日程の再検討のお願い

平素は、当取引所市場の公正かつ円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、金融庁より、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」¹が公表され、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書の法定提出期限について、「個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長する」との方針が示されましたのでお知らせいたします。

本年4月7日付の「緊急事態宣言に伴う当取引所売買の取扱いについて」（東証上場第17号）のとおり、当取引所では、上場会社の皆様において決算作業等の円滑な実施が困難となった場合に、当初のスケジュールにかかわらず、役職員や取引先そのほかの関係者の皆様の健康及び安全の確保を最優先いただいたうえで、決算発表日程を再検討するようお願い申し上げているところです。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、今般の金融庁の方針が「3月期決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になる」との想定に基づくものであることを踏まえ、改めて自社の決算作業等の進捗状況を的確に把握いただき、必要な対応をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、当取引所の有価証券上場規程第601条第1項第10号に規定する「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」につきましては、上場会社が新たに定められる期日（本年9月末）までに有価証券報告書等を内閣総理大臣等に提出しなかった場合に限り適用することとなりますので、念のため申し添えます。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所（上場部）までお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141（代表）

¹ 詳細は、金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>）をご参照ください。

東 証 上 場 第 2 1 号
2 0 2 0 年 4 月 1 5 日

情 報 取 扱 責 任 者 各 位

株式会社 東京証券取引所
上場部長 林 謙太郎

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について」の公表について

平素は、当取引所市場の公正かつ円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、金融庁の「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」により、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」¹が公表されましたので、ご通知申し上げます。

今般の公表内容では、「従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査の業務を遂行していくことが求められる」との基本的な考え方に加え、6月に開催されることの多い3月期決算会社の定時株主総会の運営に関する留意事項が示されております。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、公表内容をご確認のうえ、社内ご関係者にご周知いただくとともに、既にお取り組みいただいている決算発表日程の再検討の際にご考慮くださいますようお願いいたします。

また、決算内容の確定時期が通例よりも遅れることが見込まれる状況を踏まえつつ、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、確定次第に決算内容を適切に開示いただくことに加え、新型コロナウイルス感染症への対応状況や事業活動への影響などに関して、引き続き積極的な情報開示にお努めくださいますようお願い申し上げます(この点に関連して、別紙のとおり、最近の開示事例等を踏まえた実務上の留意点を整理しておりますので、ご参照ください)。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報開示や上場制度上の取扱いにつき、ご要望やご不明点がございましたら、ご遠慮なく当取引所(上場部)までご連絡くださいますようお願いいたします。

以 上

【本通知に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部 企画グループ
03-3666-0141 (代表)

¹ 詳細は、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>) をご参照ください。

(別紙)

決算発表・定時株主総会の日程変更等に係る適時開示実務上の留意点

1. 決算発表日程の変更に係る適時開示

- 先般の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令後、多くの上場会社の皆様に、通期又は四半期の決算内容の公表時期の変更に関する情報開示を行っていただいております。
- 既に、当取引所では、本年2月10日付の通知により「新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨（及び確定時期の見込みがある場合には、その時期）」の適時開示をご検討いただくようお願いしておりますが、有価証券報告書等の提出時期の延長などの対応を背景に決算発表時期の柔軟化・多様化が見込まれる状況を踏まえ、今後は、決算発表日程を変更した場合（「未定」とした場合を含みます。）に、その旨の適時開示をご検討ください¹。
- なお、決算発表日程の変更の適時開示に際しては、あわせて、以下の点についても、「可能な範囲で」言及いただくことをご検討ください。
 - 決算発表日程の変更が生じた主な理由（決算作業又は監査手続きに影響を与えている主な事由、当該事由の解消の見込みなど）
 - 今般の新型コロナウイルス感染症が、直前事業年度及び現在の事業活動等に与えている影響（次の2.をご参照ください。）
 - 公表済の業績予想（公表された業績予想がない場合には、前事業年度の実績）と、決算集計の過程にある直前事業年度の「売上高」や「営業利益」などの投資判断上重要な財務指標の乖離の見込み
- また、決算作業の過程において、公表済の業績予想の数値と集計された実績数値に大幅な乖離が判明した場合²や、公表済の配当予想の額を変更することとなった場合は、決算内容の確定に先立って、「業績予想の修正」又は「配当予想の修正」の適時開示が必要となりますのでご注意ください。

2. 事業活動等への影響に係る積極的な情報開示

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動等に影響が生じている場合には、引き続き、投資者に対する積極的な情報提供をお願いいたします。

¹ Targetを通じてご連絡いただいた決算発表予定日についても変更登録をお願いいたします。

² 経常利益や親会社株主に帰属する当期純利益等の数値が確定する前であっても、売上高や営業利益の乖離が判明した場合に、判明した範囲の内容を適切な注記を施して先行して開示するなど、投資者の投資判断に資する情報の積極的な開示をご検討ください。

- また、当取引所では、本年3月18日付の通知により、決算短信又は四半期決算短信の添付資料において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に係るリスク情報の積極的な開示をお願いしてまいりましたが、決算発表日程の柔軟化・多様化が見込まれる状況を踏まえ、決算短信等の添付資料に限定せず、適宜の方法により（例えば、業績予想の修正や決算発表日程の変更などの開示に際して）、当該内容を積極的に開示いただくようお願いするものいたします。
- 具体的には、上場会社各社の個別の状況や事業形態に応じ、例えば、次表に掲げる事項についても、「開示時点で把握されている情報を、可能な範囲で」開示いただくことをご検討ください（該当するすべての事項について開示をお願いするものではなく、また、既に他の方法で公表済みの内容について、重ねて開示いただくことをお願いする趣旨でもありません。）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 感染拡大防止と事業継続の体制維持の観点から、顧客や従業員等の健康・安全確保のために実施している取組 ➤ 主要な事業拠点の稼働状況（店舗の臨時休業や工場の操業停止の状況、営業・生産活動における影響の程度、開示時点における再開の見通しなど） ➤ 主要な製商品の生産・供給の状況（在庫の状況や部品等の調達状況、代替手段の確保の状況、今後の見通しなど） ➤ 顧客の動向（来店客数や受注の動向、今後の見通しなど） ➤ 経営成績の状況（新型コロナウイルス感染症による影響が顕在化してからの売上実績や今後の見通しなど） ➤ 財務の状況（当面の資金繰りに関する開示時点における見通し、必要資金の確保の状況（コミットメントラインの設定状況）など） ➤ 中長期的な経営方針・経営戦略への影響有無及び対応策（出店計画や生産・投資計画の見直し、追加的に実施するコスト削減の取組など） |
|---|

3. 定時株主総会の日程変更等に係る取扱い

(1) 定時株主総会を延期する場合

- 定時株主総会の開催時期を延期し、新たに定時株主総会の出席株主を確定するための基準日を定めることを決定した場合には、直ちにその内容の適時開示を行ってください³。

³ この場合の「公開項目」については、「その他の決定事実にかかる開示事項」をご選択ください。なお、定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払うことをとりやめ、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合には、「配当予想の修正等」及び「剰余金の配当」（新たな基準日における剰余金の配当について同時に決定する場合のみ）を併せてご選択ください。

- 当該内容の開示に際しては、期末配当に関する取扱い（定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払う場合にはその旨及び期末配当の効力発生日、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合⁴には、その旨及び基準日）についても、適時開示資料中にご記載ください。
- 併せて、以下の点についてもご対応をお願いいたします。
 - T a r g e tによる「基準日」の通知⁵
 - T D n e tによる株主総会招集通知及び添付書類の提出（発送日まで）⁶
 - 定時株主総会に関する調査に対する回答内容の追加・変更⁷

（２）定時株主総会の続行（継続会の開催）を予定する場合

- 定時株主総会の開催に先立って、継続会の開催方針を決定した場合には、直ちにその内容の適時開示を行ってください⁸。
- 当該内容の開示に際しては、期末配当に関する取扱い（定款上の配当基準日現在の株主に対して期末配当を支払う場合にはその旨及び期末配当の効力発生日、新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合⁹には、その旨及び基準日）についても、適時開示資料中にご記載ください。
- 併せて、以下の点についてもご対応をお願いします。
 - 継続会の開催に関連して、株主あてに提供する書類（例えば、継続会の開催に関する通知や、株主総会招集通知及び添付資料を追完する目的で送付又は提供する書類のT D n e tによる提出（発送日又は提供日まで））¹⁰
 - 定時株主総会に関する調査に対する回答内容の追加・変更

以 上

【別紙に記載の内容に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部 開示業務室

Email : jo.jo@jpx.co.jp

※ メールによりご連絡を頂戴する際には、ご連絡先の電話番号をご併記ください。

⁴ 新たに配当を受領する株主を確定するための基準日を定める場合には、「会社情報等（剰余金の配当基準日等）」によってお知らせください。また、この場合、決算短信においては、「配当の状況」の欄外に新たな基準日における配当の内容をご記載ください。

⁵ 「定期提出書類（定時株主総会）」ではなく、「会社情報等（臨時株主総会）」からご提出をお願いいたします。期末配当を受領する株主を確定するための基準日を新たに定める場合には、あわせて「会社情報等（剰余金の配当基準日等）」によってお知らせください。

⁶ 会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合にも、T D n e t登録をお願いします。

⁷ 3月期決算の上場会社の皆様に限ります。なお、初回ご回答時にお送りしたメールに記載のURLより、追加・変更内容をご回答ください。

⁸ 注釈3をご参照ください。

⁹ 注釈4をご参照ください。

¹⁰ 継続会の開催通知などの任意の書類についても、「縦覧書類（株主総会招集通知）」としてご登録ください。

東証上会第735号
2020年4月30日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎

時価総額基準等における「事業計画改善書」提出期限の延長について

当取引所は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、上場会社が市場第一部から市場第二部への指定替え基準（時価総額基準）又は上場廃止基準（時価総額基準・マザーズ株価基準）に抵触した場合における、「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東証が必要と認める事項を記載した書面」（以下「事業計画改善書」という）の提出期限を、本年5月1日より以下のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

- ① 本年1月末から8月末までの間に到来した月末に基準に抵触した場合の事業計画改善書の提出期限を、本年12月末まで延長します。
- ② この場合における指定替え又は上場廃止に係る猶予期間を、2021年6月末までとします。

【適用の対象となる基準】

時価総額基準	有価証券上場規程第311条第1項第4号（指定替え基準）
	有価証券上場規程第601条第1項第4号a（本則市場 上場廃止基準）
	有価証券上場規程第603条第1項第5号a（マザーズ 上場廃止基準）
マザーズ株価基準	有価証券上場規程第603条第1項第5号の2（マザーズ 上場廃止基準）

（参考1）今回の措置の適用規定（有価証券上場規程第311条第1項第4号等）

『ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときの時価総額に係る基準については、当取引所がその都度定めるところによるものとする。』

（参考2）通常の場合の適用内容（有価証券上場規程第311条第1項第4号等）

『時価総額が所要額未満である場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に所要額以上とならないとき』に指定替え又は上場廃止となる。

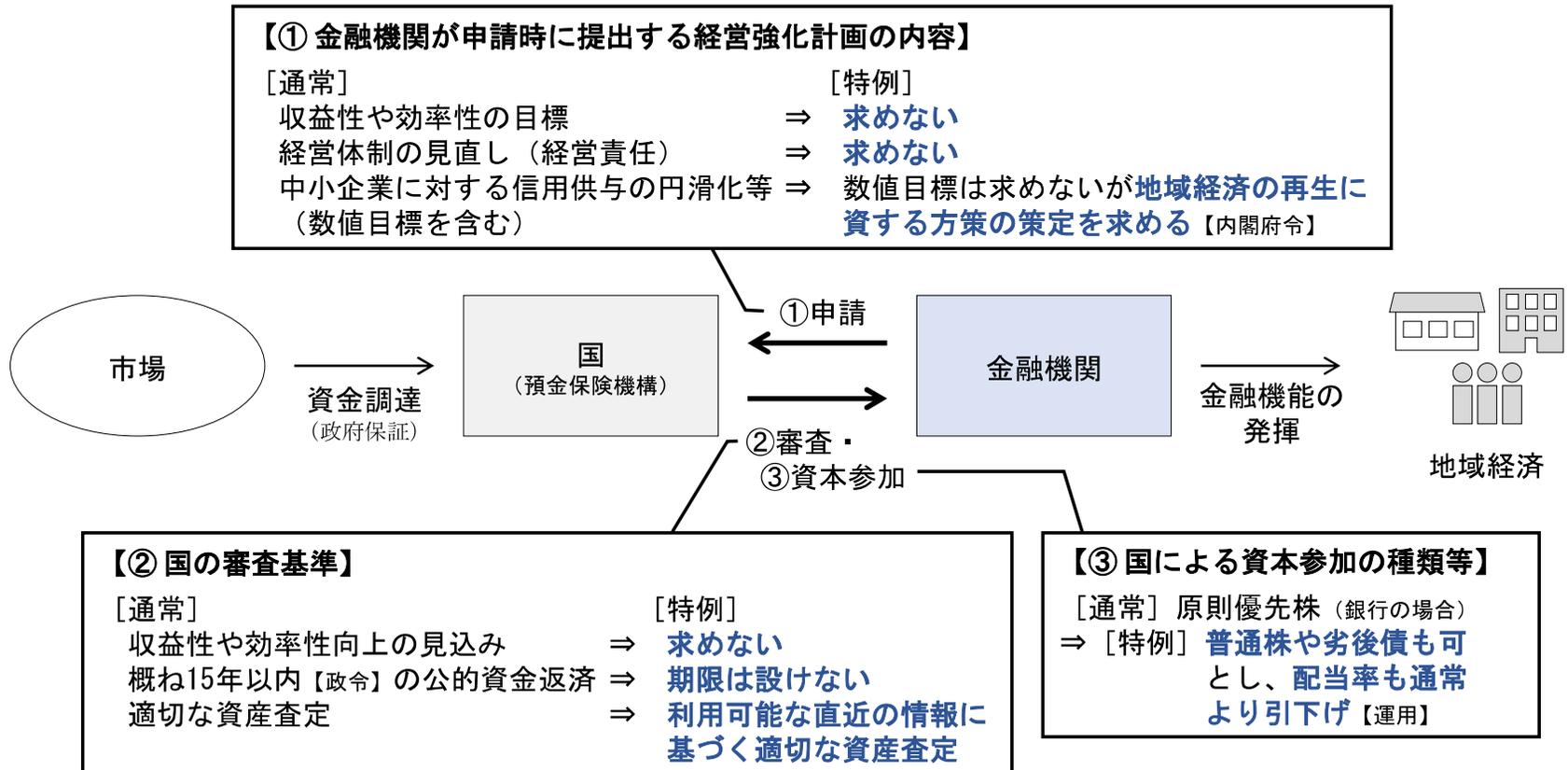
【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部上場手続グループ
電話 050-3377-8076（直通） 050-3377-7957（直通）

以上

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (2020年6月12日成立) の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。
 - このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限**(現在は2022年3月)を**2026年3月まで延長**するとともに、**新型コロナウイルス感染症等に関する特例**を設ける。
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。



第8節 消費者行政に関する取組み（別紙1）

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したKPI（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の令和元年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、令和2年6月9日、「令和元年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、令和元年7月7日、工程表が改定された。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

I 消費者被害の防止

(2) 取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 について

の対応

カ 暗号資産交換業者等についての対応

⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止

オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進

サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等

(3) 「ぜい弱性」や「生きづらさ」を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進

① 成年年齢引下げを見据えた総合的な対応の推進

⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施

(4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備

⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営

Ⅲ 消費生活に関連する多様な課題への機動的・集中的な対応・

(1) デジタル・プラットフォームその他デジタルサービスの利用と消費者利益の保護・増進の両立

① 経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応

ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現

Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

(1) 消費者教育の推進

③ 地域における消費者教育の推進

⑥ 金融経済教育の推進

消費者基本計画 工程表

令和 2 年 7 月 7 日
消費者政策会議決定

I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

注2

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

そのため、今後、例えば、以下に掲げる本部における検討状況や、提言等に対する取組の進捗状況を注視することとする。

（注視対象の例）

- ・ 知的財産戦略本部
- ・ 経済産業省製造産業局及び国土交通省航空局により、平成30年12月に公表された「空の移動革命に向けたロードマップ」

III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省

庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

第9節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第10節 高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2019 事務年度には、業界団体との意見交換会において、後見制度支援預金の導入や認知症サポーターの養成、不測の事態における預貯金の払出しなど顧客の事情に配慮した対応、認知症に関する金融・保険商品やサービスの開発・普及など、引き続き認知症対応に向けた積極的な取組みを行うよう要請した。

また、後見制度支援預貯金の導入状況に係るアンケート調査を実施したほか、預貯金者の不測の事態における預貯金の払出しに係る金融機関の対応状況について実態調査を実施した。

第11節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルライゼーションの進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。

関連報告書としては以下のとおり。

- ・金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ・高齢社会対策大綱（2018年2月16日閣議決定）
- ・SDGsアクションプラン2020
（2019年12月20日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ・成長戦略（2020年7月17日閣議決定）

II 具体的な取組状況

（1）金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

（2）学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（別紙1参照）。

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行

う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、119校に対して延べ167名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて、グループワーク等も織り交ぜながら説明した。

(3) 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。当該改訂を踏まえ、教科書における金融リテラシーの記載の拡充を図る観点から、2019年2月に、金融広報中央委員会や関係の業界団体と連携し、教科書会社向けの説明会を実施した。

また、新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。

(4) ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」について、出張授業や各種セミナーにおいて積極的に活用すると同時に、関係団体に対し、職場でのつみたてNISAや企業型DC・iDeCoのセミナー等における活用を要請した。(別紙2参照)

(5) 金融経済教育等に関するシンポジウムの開催

2020年6月に、金融経済教育と資産形成について、これまでの成果や今後の課題を議論し、広く発信することを目的として、オンラインシン

ポジウム「金融経済教育と資産形成の未来～新型コロナウイルスの影響を踏まえて～」を開催した。

(6) 親子向けワークショップの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、令和元年度「こども霞が関見学デー」において、外部から講師を招き、小学生の親子を対象に、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、「親子で学ぶ！マネー教室」を計2回開催した。

(7) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

(8) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2019年度 15件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

(9) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2019事務年度 後援16件)。(別紙5参照)

(10) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、2014年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、2019事務年度は642件の相談を受け付けた。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、
武蔵野大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学）

2019年度：11大学

	大学名	科目名
前期	青山学院大学	金融と生活設計
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京理科大学	キャリアデザイン2 特殊講義5（金融リテラシー）
	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	東京家政学院大学	生活設計論
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	明治大学	基礎専門特別講義B （金融リテラシーとライフデザイン）
	専修大学	特殊講義（金融リテラシー特論）
	椋山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計と金融の基礎知識

別紙2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

新しい制度
つみたてNISA
について、
私がお説明します！

つみたて NISA 早わかり ガイドブック

つみたてフニーザ

つみたてNISAで ちよっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。
確かに、つみたてNISAの対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

株・債券・国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資

投資戦略	2015年(推定)の累積リターン	年平均リターン
C: 国内・先進国・新興国の株・債券に1/6ずつ投資	79.9%	年平均4.0%
B: 国内の株・債券に半分ずつ投資	38.0%	年平均1.9%
A: 定期預金	13.2%	年平均0.1%

(出所) 全銀行作成
(注) 各データは、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
上図は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。

 <p>動機篇</p>	 <p>知識篇</p>	 <p>制度篇</p>
動機篇： 資産形成の重要性	知識篇： 長期・積立・分散投資	制度篇： 非課税制度（つみたてNISAと iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

（1）免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
 - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

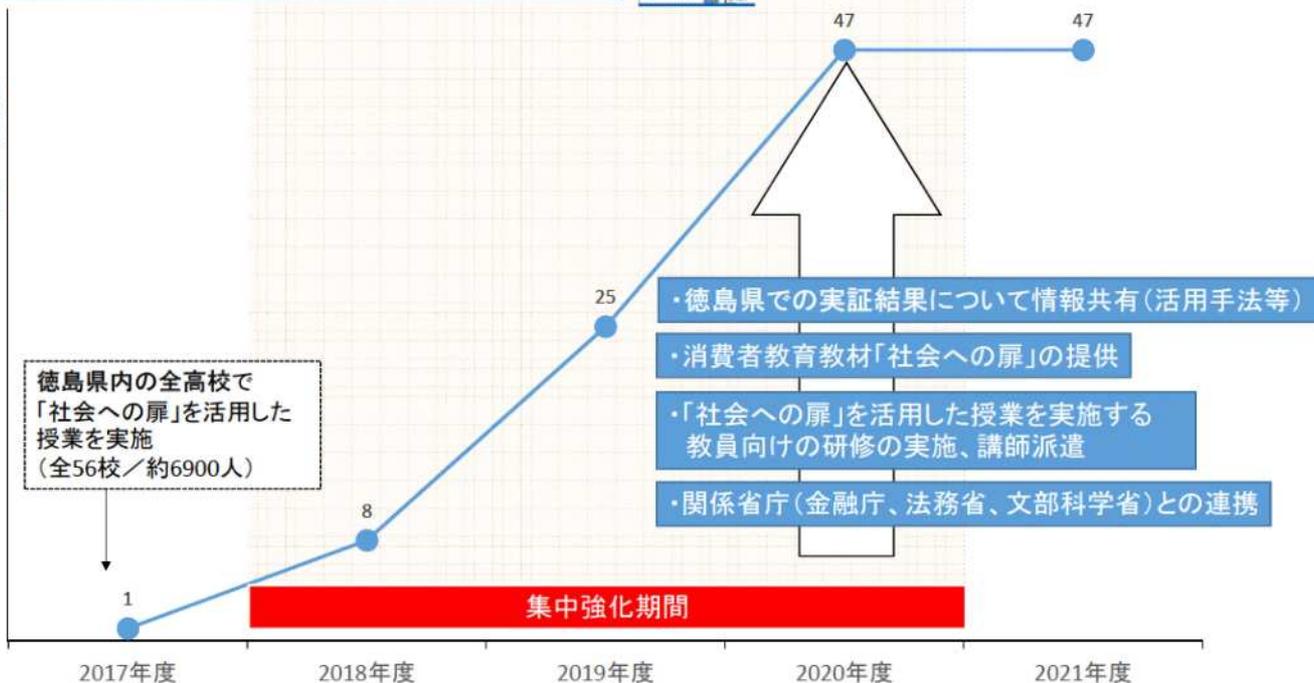
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

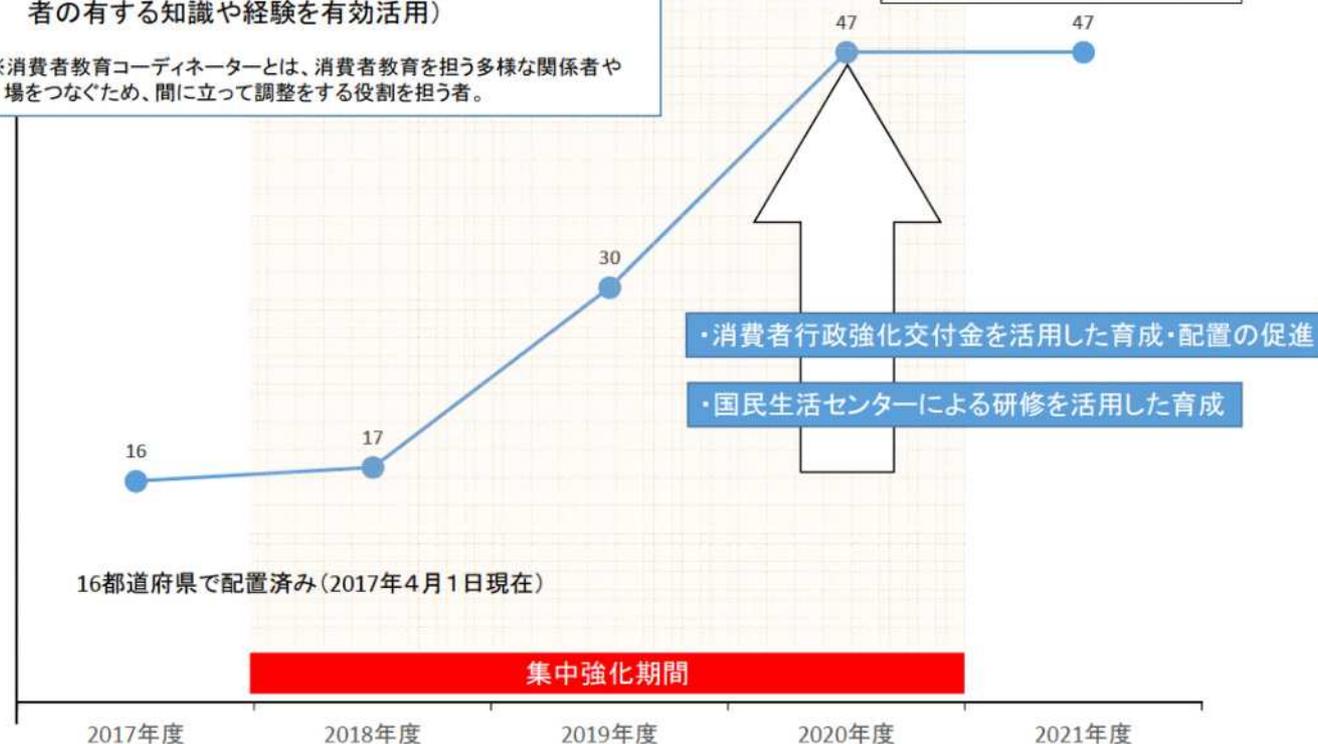
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

目標

すべての都道府県で配置

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

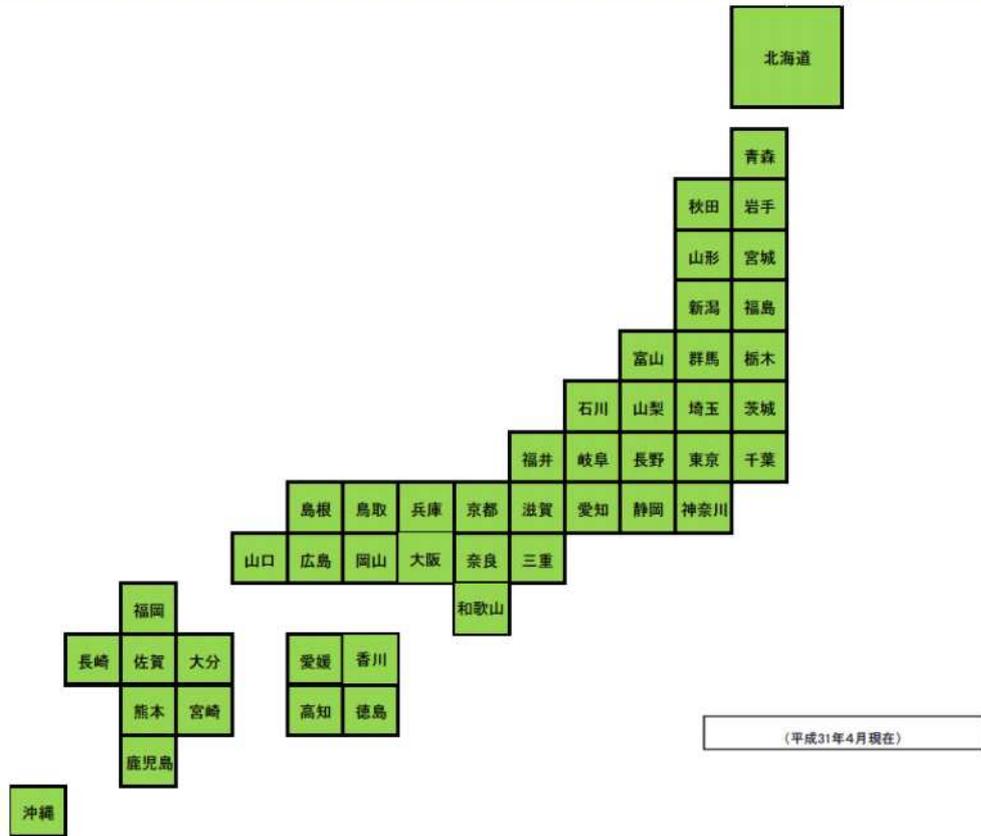
都道府県数



参考3

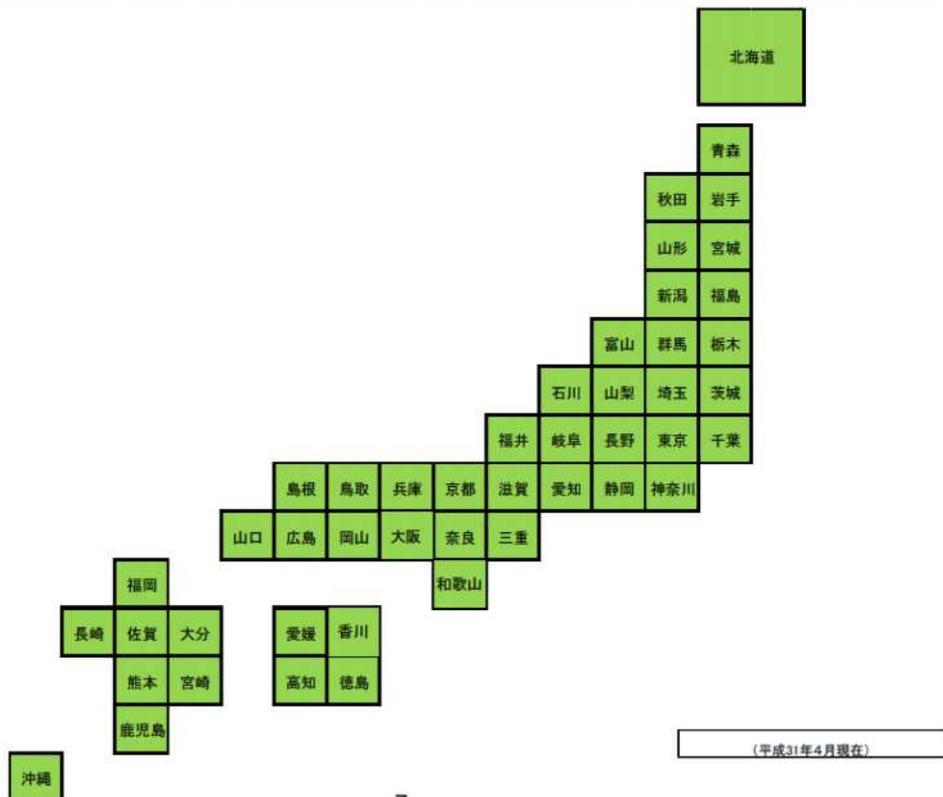
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



(別 添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

2019 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. おぼた みち
尾畑 美智
(栃木県)
 - 金融広報アドバイザーとして、元小学校教員としての知識及び経験を活かし、生活設計や金融知識の普及等幅広い分野で活躍。多数の講義、講演等を講師として積極的に実践し、県民の金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、信託銀行、証券会社等での勤務経験に加え、金融・証券インストラクター、日本証券アナリスト協会検定会員等の見識を活かし、ライフプラン・資産形成等に関する講座を担当し、金融広報活動に尽力したほか、矯正施設で実践的な講義を展開するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、消費生活相談員、金融広報アドバイザーとして、消費生活センターでの勤務経験を活かし、主として消費生活に関する講座を実施。近年では大学で金融教育に関する講義を担当したほか、全国銀行協会が主催する講師研修の講師を務めることで、金融教育の担い手育成にも取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かし、若年層から高齢者まで幅広い世代へ講座を実践し、教員や保護者向けに金銭教育の方法を教授するほか、学生向け教材も数多く作成。また、金融教育の担い手の育成にも取り組むほか、矯正施設での講座に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、積極的に地域・自治体への働きかけを行い、小学生から高齢者までの幅広い年齢層に対し講座を実施。講座内容が受講者に理解されるよう資料を工夫し、わかりやすく講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かした講演を行ったほか、子育て世代に対する教育費等についての講演を実施。
また、高校生を対象にした消費生活講座では、金融トラブルの事例や具体的な対処方法について分かりやすい解説を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. やまだ としつぐ
山田 敏次
(東京都)
3. みずたに ちか
水谷 千佳
(東京都)
4. いしむら まもる
石村 衛
(東京都)
5. かねこ ひろし
金子 浩
(神奈川県)
6. やまざき ゆき
山崎 有希
(新潟県)

7. ふるや としたか
古屋 寿隆
(山梨県)
- 金融広報アドバイザーとして、銀行や家庭裁判所での勤務経験を活かし、生活設計や資産形成、金融トラブル関係、生徒に対する金融教育、最近のキャッシュレス動向など幅広い分野で講師を務め、県民に広く金融知識の普及と親しみのある有意義な広報活動を展開するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知見を活かし、児童から高齢者まで幅広い層に対して、金融・金銭教育、ライフプランや税金（所得税、相続税等）などの広範な分野で講師を務めるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
8. まさめ よしのぶ
真覚 良信
(静岡県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士などの資格・経験等をもとに、市町村や学校等からの要請に応え、世代別生活設計、社会保険制度や金融・消費者トラブル等の幅広いテーマで講演を実施したほか、若い世代への金融教育の推進に向けた教育関係者との関係構築に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーなどの知識と経験を活かし、学生から一般社会人、高齢者まで幅広い年齢層に対してバラエティに富んだ講座（高校生には「巣立ち教室」、大学生には「ライフプランや金融リテラシーの大切さ」、社会人には「iDeCo やNISA による資産形成」など）を積極的に行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. はまもと ひさえ
浜本 久恵
(兵庫県)
- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、行政書士、ファイナンシャルプランナーなどの資格・経験を活かし、小学生から高齢者まで幅広い世代を対象に講演等を実施。生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行うほか、成年年齢引下げに伴うトラブル防止についての記事が地元紙に掲載されるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士、家裁家事調停委員などの資格・経験等を活かし、退職後の生活設計、公的年金の仕組み、介護保険・社会保障制度などについて、主に高齢者向けに、社会情勢を踏まえ、時宜に応じた講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. いけはら もとき
池原 元樹
(島根県)
11. いそべ たかし
磯邊 崇
(岡山県)
12. げんぼ よしえ
玄番 芳江
(徳島県)

13. はやし 林 まみ 真実
(佐賀県)

- 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、小学生から高齢者まで幅広い年代や特別支援学校に対する講座を積極的に実施しているほか、金融学習グループの指導にも積極的に対応し、地域住民や他団体と連携した取組みを推進するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. 三重県立宇治山田
商業高等学校
(三重県)
 - 平成 27 年度より、生徒の金融・経済等に関する知識向上のため、学校全体での取組みを積極的かつ活発に実践。平成 29、30 年度に、「金融教育研究校」の委嘱を受け、ファイナンシャルプランナー相当の学習を取り入れ、日本を含め世界各国で起こっている事象が経済・金融に与える影響や、自分たちの生活への関わりを学ぶとともに、ライフコースに応じ、iDeCo やつみたて NISA を活用した資金運用について、公開授業においてプレゼンテーションを実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
 - 平成 26、27 年度に「金銭教育研究校」の委嘱を受け、公開授業や実践事例発表を行ったほか、金融広報アドバイザーと連携して全教職員対象の研修会を複数回開催するなど、学校が一丸となって金銭・金融教育を推進。研究校の委嘱が終了した後も、生徒会活動や部活動など学校における様々な教育活動を有機的に結び付けて、金銭・金融の役割や大切さについて学べる環境作りに注力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. 松山市立南中学校
(愛媛県)

別紙5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2019/7/5	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年10月～11月	2019年度(FPの日 全国一斉FPフォーラム)
2019/7/8	日本証券業協会	2019年8月4日	「夏休み親子体験プログラム～お菓子の会社を経営しよう～」
2019/7/25	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	2020年2月8日、9日	第14回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
2019/8/1	金融リテラシー教育研究会	2019年8月24日	「エコノミカ全国大会2019」
2019/8/22	金融広報中央委員会	2019年12月21日、2020年1月18日	2019年度「金融教育フェスタ」
2019/9/4	日本証券業協会 (証券知識普及プロジェクト)	2019年9月～2020年2月	令和元年度「ゼロからはじめる証券投資セミナー」
2019/10/18	独立行政法人日本学生支援機構	2019年12月6日	令和元年度「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」
2019/11/18	家計簿普及促進委員会	2019年11月20日	令和元年度「家計簿のタベ」
2020/2/26	特定非営利活動法人キッズフリマ	2020年4月～2021年3月	「キッズフリーマーケット」
2020/3/23	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2020年4月～2021年3月	2020年度「くらしとお金のFP相談室」
2020/3/23	公益財団法人生命保険文化センター	2020年5月14日～2020年11月20日	「第58回中学生作文コンクール」
2020/4/14	金融広報中央委員会	2020年5月25日～2021年3月19日	①「第53回『おかねの作文』コンクール」 ②「第18回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」 ③「第17回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール」

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2020/4/15	金融広報中央委員会	2020年8月17日、24日	2020年度「先生のための金融教育セミナー」
2020/5/13	日本経済新聞社	2020年5月～2021年3月	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第21回日経STOCKリーグ」
2020/5/21	日本経済新聞社	2020年度(通年)	「NIKKEI 100年の資産形成2020」
2020/6/11	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2020年6月22日～2021年3月31日	第14回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」

第12 節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。

あわせて、「『原則』の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者・KPI（自主的・共通）設定・公表金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針や顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（以下「自主的なKPI」という。）を策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、2020年6月末現在で1,974社（自主的なKPIを策定・公表している金融事業者は1,051社）となっている。

さらに、金融機関の取組みの「見える化」を促進するため、2018年6月に、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを示す、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン）」を公表し、投資信託の販売会社に対し、これらの指標に関する自社の数値を公表するよう促してきた。2020年6月末現在で公表している金融事業者は390社となっている。

(2) 公表された取組方針・KPIの傾向分析

金融事業者から公表された取組方針・KPIに関して、傾向分析を行い、それらの好事例を取りまとめ、公表することにより、各金融

事業者における顧客本位の業務運営の浸透・定着を後押ししてきた（別紙1参照）。

（3）金融審議会市場ワーキング・グループにおける検討

「原則」の策定から3年が経過する中、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、これまでの進捗を検証するとともに、海外の規制動向も参考にしつつ、新たな方策などについて検討を行った。

Ⅱ つみたてNISAの普及・利用促進について

1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

2. 具体的な取組

（1）職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

（2）インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開や、投資ブ

ロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

(3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up）を全国で実施してきたほか、オンラインで試行的に実施し、その模様を金融庁ウェブサイトで公表した。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。更に、本年6月には、資産形成等をテーマとするオンラインシンポジウムを開催し、資産形成やつみたてNISAに関する議論を発信した。

3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,406万口座、買付額が約19.5兆円（2020年3月末時点）となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約220万口座、買付額が約3,733億円（2020年3月末時点）となった。また、利用者の特徴をみると、2020年3月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代～40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加した。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書2019年（令和元年）NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は60.7%（前年より10.7ポイント増加）、制度内容の認知率は18.9%（前回より4.3ポイント増加）となった。

「顧客本位の業務運営」の取組成果の公表状況

令和2年5月28日
金 融 庁

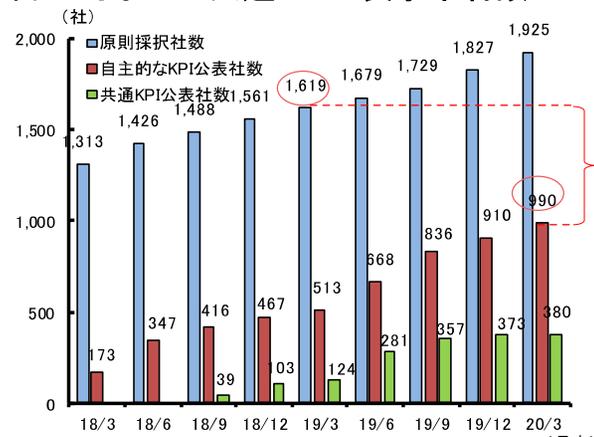


1. 「原則」の採択・KPIの公表状況

【「原則」採択・KPIの公表は、量的には拡大】

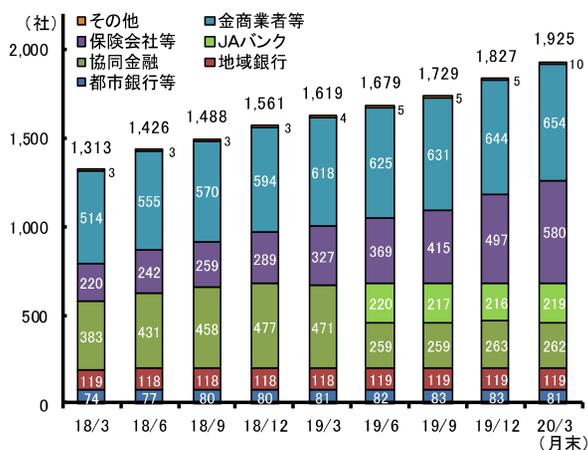
- 顧客本位の業務運営に関する原則（以下、「原則」）の公表から3年間（20年3月末まで）で、「原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者（以下、事業者）は1,925社（19年3月末比306社増加）。うち990社（同477社増加）が「自主的なKPI」を、380社（同256社増加）が「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」を公表。
- 「原則」採択事業者に占める自主的なKPI公表事業者の割合が、61%と19年3月末比22%増加。
- 取組方針を公表している事業者のうち、一定期間経過後も取組成果未公表の事業者においては、速やかな公表を求める。

■「原則」採択事業者数及び自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



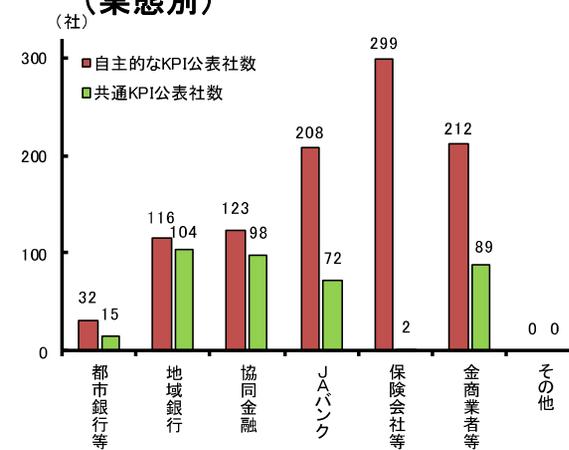
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
 (注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
 (注3) ★は、「原則」採択から1年経過しても取組成果未公表の事業者（「原則」採択の目的化懸念）
 (資料)金融庁

■「原則」採択事業者数の推移（業態別）



(注1)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (資料)金融庁

■自主的なKPI及び共通KPI公表事業者（業態別）



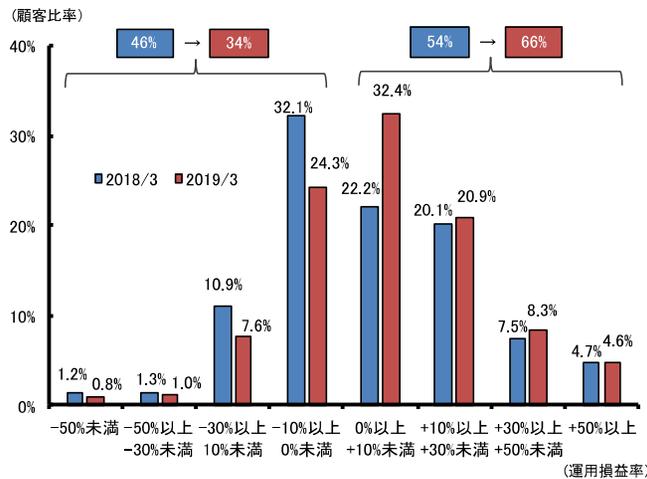
(注1)20年3月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。保険会社には、少額短期保険業者、保険仲立人、保険代理店、生命保険募集人を含む。協同金融は、協同組織金融機関等。金商業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JA/バンクは、JA/バンク全体の共通KPIを公表している先(45)、所在する府県単位の数値を公表している先(90)、個別JA単位の数値を公表している先(72)と、公表単位に違いがあり。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JA/バンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者に含まれる
 (資料)金融庁

2. 共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 ①

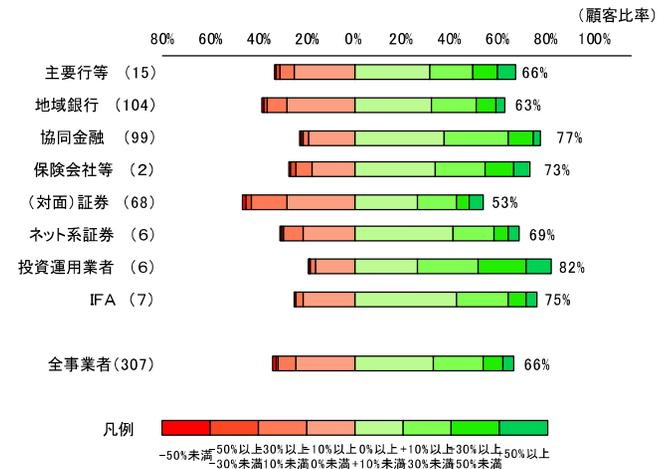
【運用損益率0%以上の顧客比率は前年比12%改善（単純平均ベース）】

- 20年3月末時点で、19年3月末基準の運用損益率0%以上の顧客比率（単純平均）は、全業態平均で66%（307社平均）と、前年比12%上昇。ボリュームゾーンは、-10%以上0%未満（18年3月末基準）から、0%以上+10%未満（19年3月末基準）へシフト。（前回報告時と同様）業態別では、対面証券や地域銀行対比、投資運用会社や協同金融が良好な水準。

■ 投資信託の運用損益別顧客比率（全公表事業者の単純平均）



■ 投資信託の運用損益別顧客比率（業態別の単純平均）



(注1) 18年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（140先）の公表データを集計（単純平均）
19年3月末基準は、20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（307先）の公表データを集計（単純平均）
(注2) JA/バンクは全国ベースの数値を計上
(資料) 金融庁

(注1) 基準日19年3月末。20年3月末までに金融庁に報告があった金融事業者（307先）の公表データを集計（単純平均）
(注2) 各業態の右側のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合（小数点以下四捨五入）
(注3) 各業態の右側の（ ）内数値は、公表先数
(注4) 協同金融にJA/バンクを含む
(資料) 金融庁

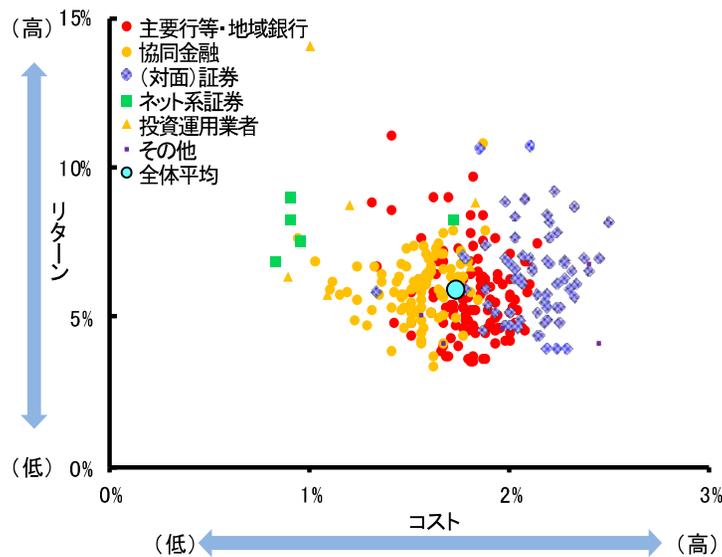
2. 共通KPI – (2) 預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

共通KPIの
足元の状況

【業態的にはバラつきあり】

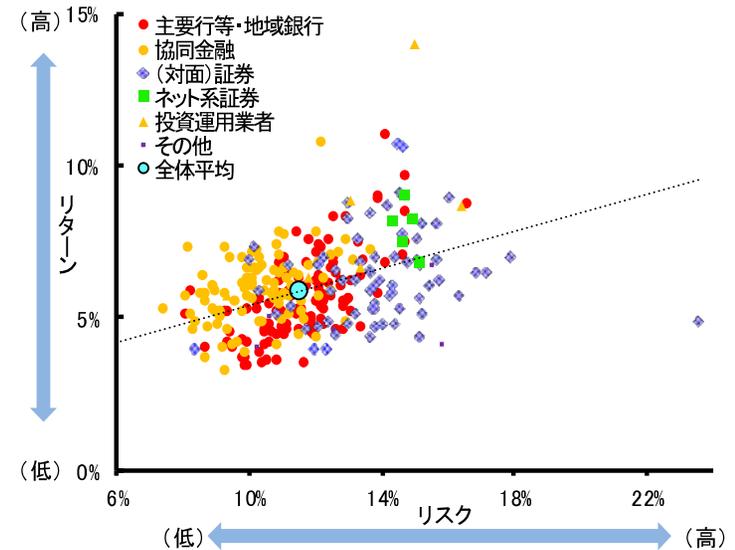
- コスト・リターン/リスク・リターンの業態別傾向は前回報告時から変わらず。ネット系証券や投信会社では、低コスト・高リスクで高リターンを、協同金融では、低コスト・低リスクで全業態平均的なリターンを確保。

■ 投資信託のコスト・リターン(全公表事業者)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(300先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
(注3) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

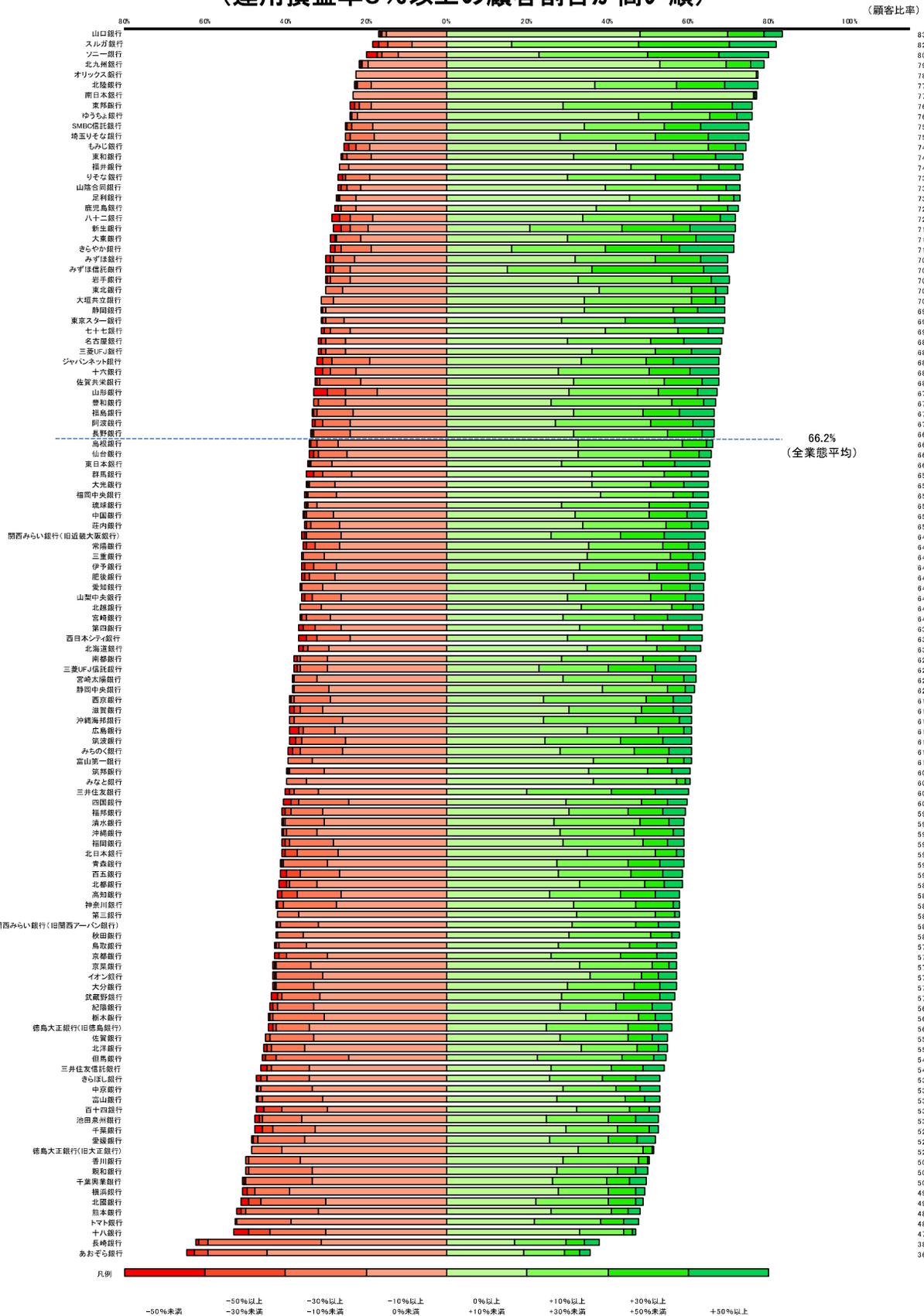
■ 投資信託のリスク・リターン(全公表事業者)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末時点で金融庁に報告があった金融事業者(299先)の公表データを集計。主要行等には、主要メガ系信託を含む
(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(注4) 図の点線は回帰直線
(資料) 金融庁

【参考】共通KPI-(1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-①) ▽

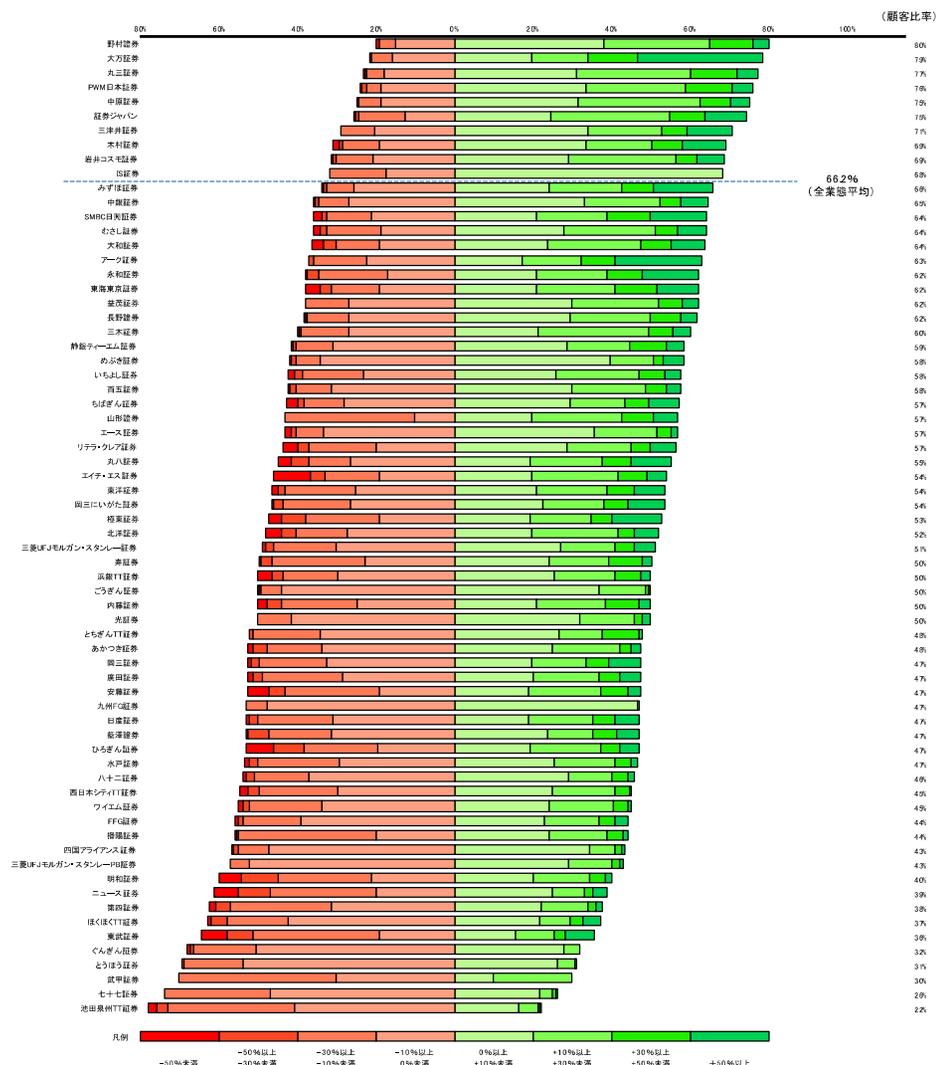
■運用損益別顧客比率(主要行等・地域銀行) (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1)基準日は19年3月末
 (注2)20年3月末までに、金融庁に報告があった主要行・地域銀行(119先)の公表データを集計
 (注3)各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料)金融庁

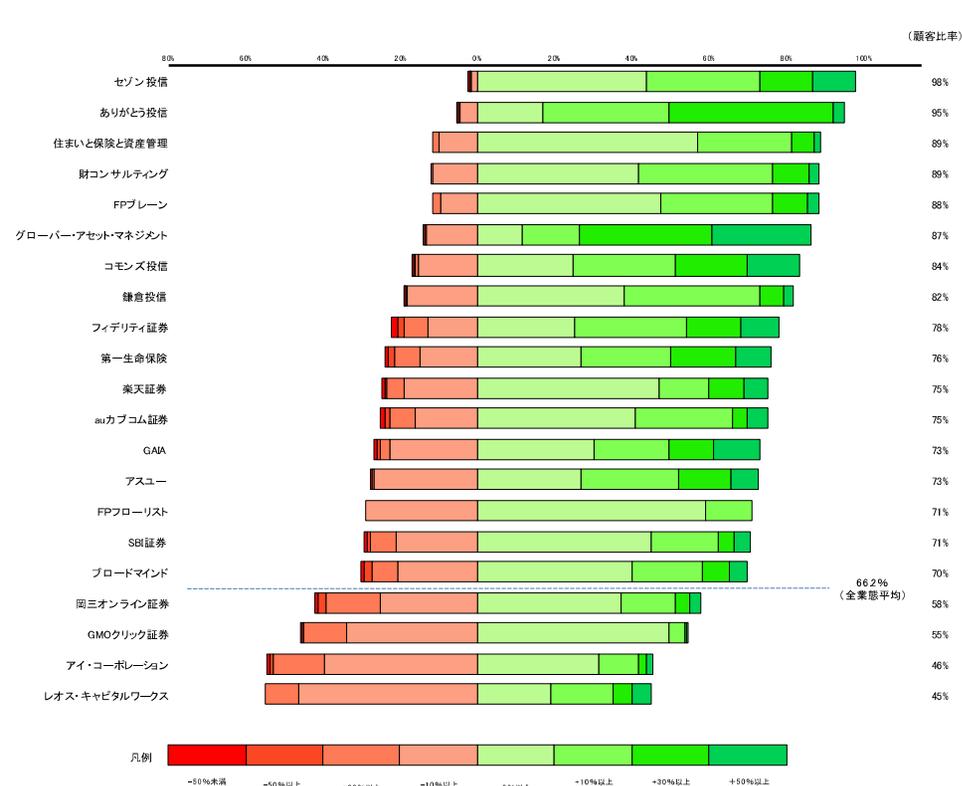
【参考】共通KPI – (1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-③)

■ 運用損益別顧客比率 ((対面)証券)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった証券会社(68先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

■ 運用損益別顧客比率 (その他事業者)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

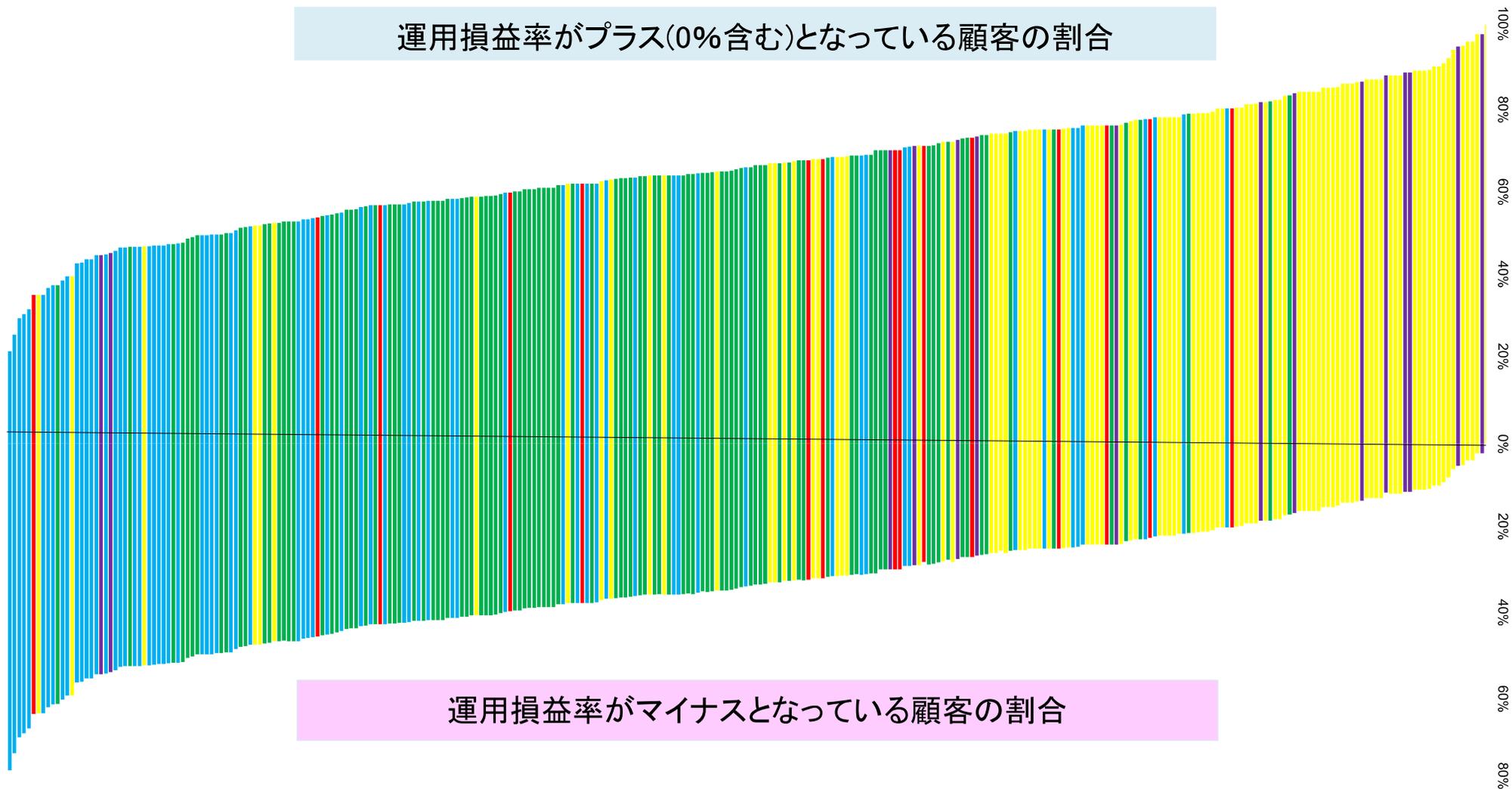


(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(21先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

【参考】共通KPI－(1) 運用損益別顧客比率 (投資信託-④)

■ 運用損益別顧客比率(全業態)(右から、運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

運用損益率がプラス(0%含む)となっている顧客の割合



運用損益率がマイナスとなっている顧客の割合

■ 主要行等(15先) ■ 地域銀行(104先) ■ 協同金融(99先) ■ 証券会社(74先) ■ その他事業者(15先)

(注1) 基準日は19年3月末 (注2) 20年3月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(307先)のデータを集計 (注3) その他事業者とは、投資運用会社・IFA・保険会社 (資料) 金融庁